

ノーロード明治安田5資産バランス(安定コース) ノーロード明治安田5資産バランス(安定成長コース) ノーロード明治安田5資産バランス(積極コース)

追加型投信／内外／資産複合

2021.10.21

投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）、ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）、ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月17日に関東財務局長に提出しており、2021年9月18日にその届出の効力が生じております。また、委託会社は、同法第7条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を2021年10月20日に関東財務局長に提出しております。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
3. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
4. 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
5. 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
6. ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ（URL: <https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西尾 友宏
本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント株式会社

—目次—

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	28
4【手数料等及び税金】	33
5【運用状況】	37
第2【管理及び運営】	62
1【申込（販売）手続等】	62
2【換金（解約）手続等】	63
3【資産管理等の概要】	64
4【受益者の権利等】	68
第3【ファンドの経理状況】	69
1【財務諸表】	72
2【ファンドの現況】	154
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	156
第三部【委託会社等の情報】	157
第1【委託会社等の概況】	157
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

（以下、それぞれをあるいは総称して「ノーロード明治安田5資産バランス」または「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

上限 各コース1,000億円

(4) 【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

①かかりません。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

※「安定コース」、「安定成長コース」、「積極コース」の間でスイッチングが可能です。スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(6) 【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

※各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

※スイッチングの際には、税金がかかる場合があります。

※販売会社により、1ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7) 【申込期間】

2021年9月18日から2022年3月17日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2021年12月10日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2021年10月22日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、2021年11月19日を最終日として当ファンドの取得の申込みの受付は中止され、以後の申込期間の更新は行われません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年1回(12月18日。休業日の場合は翌営業日)

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2021年12月10日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、2021年10月22日現在の受益者を対象に、2021年11月18日までを書面による議決権行使の期限として、2021年11月19日に書面による決議を行います。ただし、本書面決議が否決された場合は、信託終了(繰上償還)を行いません。なお、信託終了(繰上償還)の決定(2021年11月19日予定)につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ノーロード明治安田5資産バランスは、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券・国内リートへ分散投資し、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を図ることを目標として運用を行います。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分固定型))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。)を通じて、主として株式、債券、不動産投信に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:https://www.toushin.or.jp/）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：各コース 上限 1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

ノーロード明治安田5資産バランスは、マザーファンドへの投資を通じて、日本の資産（株式、債券、リート）および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

特色① ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

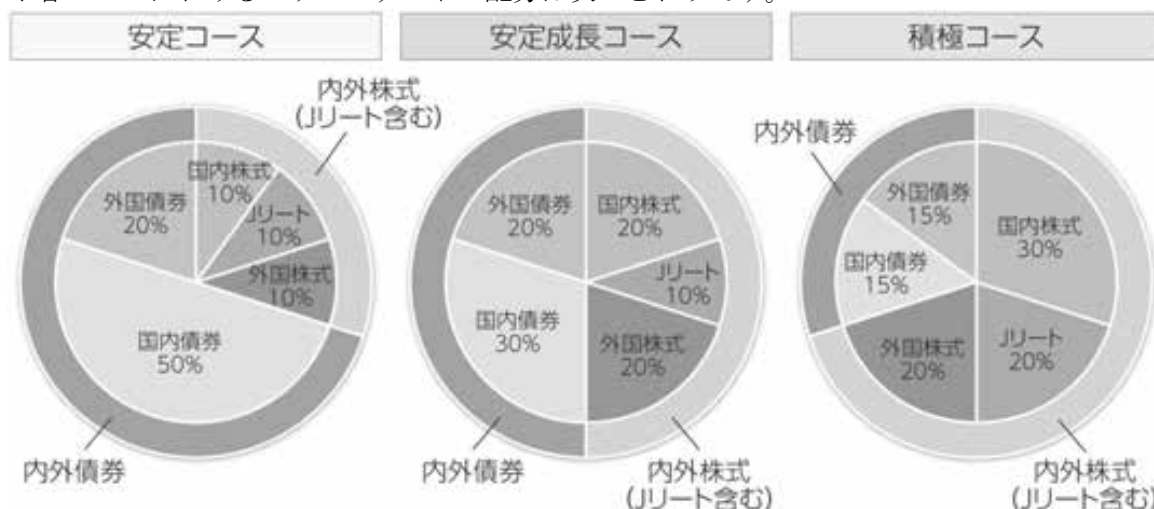
主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を投資対象とし、中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。各コースの基本資産配分比率は以下のとおりとなります。

	ノーロード明治安田 5資産バランス (安定コース)	ノーロード明治安田 5資産バランス (安定成長コース)	ノーロード明治安田 5資産バランス (積極コース)
内外株式（Jリート含む）	30%	50%	70%
内外債券	70%	50%	30%

※基本資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。

特色② 資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。

◆各コースにおけるマザーファンドの配分は次のとおりです。



※上記は2016年12月21日（設定日）現在の基本マザーファンド配分比率です。中長期的観点から必要と認められる場合、同比率を見直すことがあります。

※相場環境の変動等により実際のマザーファンド配分比率が乖離した場合の同比率の調整は、原則として月次で行います。

※「安定コース」、「安定成長コース」、「積極コース」の間でスイッチングが可能です。スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

特色③ 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

<明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド>

原則として行いません。

<明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド>

原則として行いません。

運用プロセス

運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。

④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

※上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年12月21日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

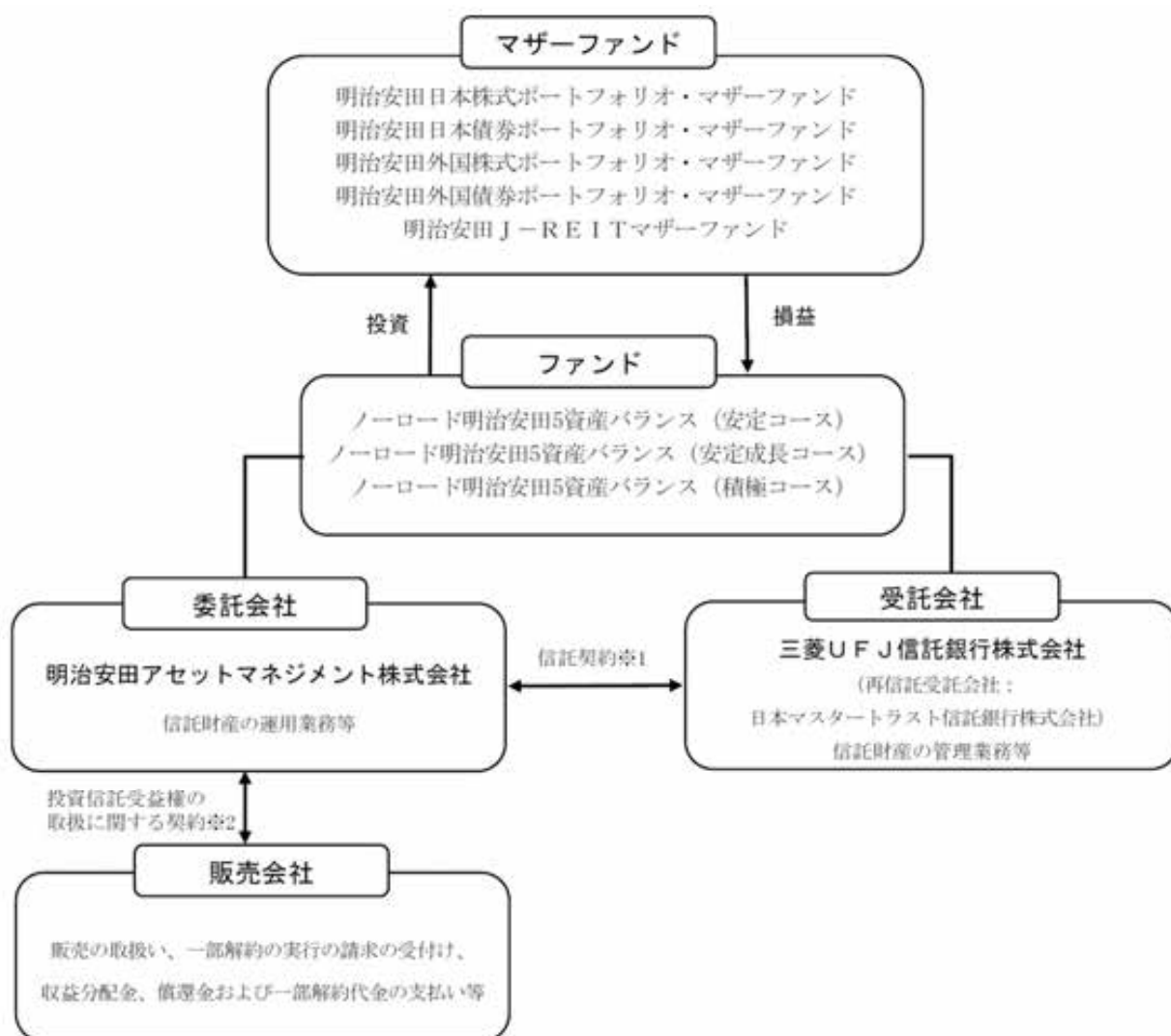
※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託会社は信託事務の一部につき日本マスター・トラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月 コスモ投信株式会社設立

1988年10月 ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月 明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社」に変更

2009年4月 商号を「MDAMアセットマネージメント株式会社」に変更

2010年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネージメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・ エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・ アム・マイン, ボッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「ノーロード明治安田5資産バランス」＜各コースの内容は以下の通りです＞

①基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

②投資対象

主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を投資対象とします。

③投資態度

1. 主として、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本の資産（株式、債券、リート）および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
2. 各コースの基本資産配分比率は以下の通りです。
 - a. 安定コースは原則として内外株式（Jリート含む）30%、内外債券70%を基本資産配分比率とします。
 - b. 安定成長コースは原則として内外株式（Jリート含む）50%、内外債券50%を基本資産配分比率とします。
 - c. 積極コースは原則として内外株式（Jリート含む）70%、内外債券30%を基本資産配分比率とします。

なお、各コースの基本資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。

3. 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

④投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
3. 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
5. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
7. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
9. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
10. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
11. 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

(ご参考) マザーファンド

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

①基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

②投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

③投資態度

1. TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。
2. 投資する銘柄数は、50前後を目安とします。
3. 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
4. リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
5. 投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
6. 年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

④投資制限

1. 株式への投資割合には制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資は行いません。
8. 信用取引を約款所定の範囲で行います。
9. 有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。
10. スワップ取引を約款所定の範囲で行います。
11. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②投資対象

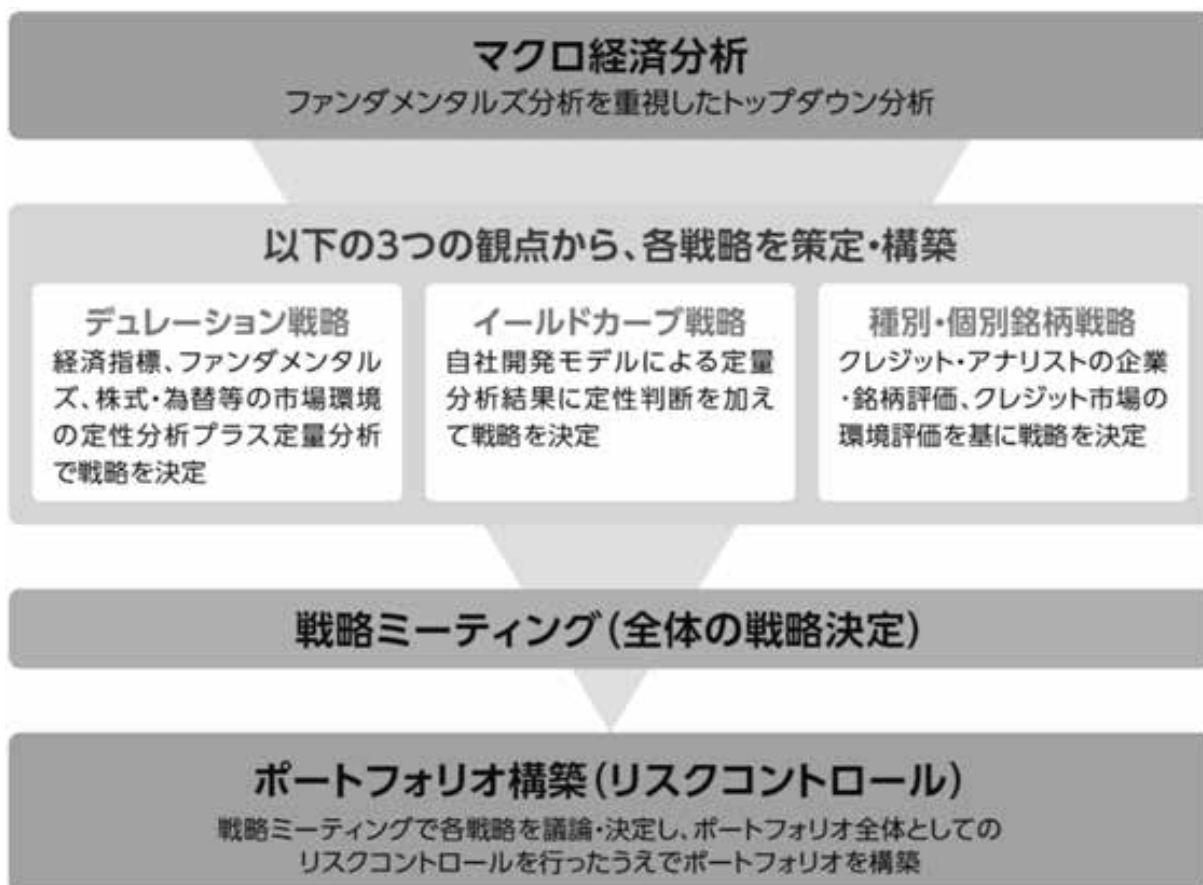
邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 「NOMURA-BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
2. 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります（以下同じ）。

3. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



4. 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
5. マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

6. 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④投資制限

1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 外貨建資産への投資は行いません。
7. 有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。
8. スワップ取引を約款所定の範囲で行います。
9. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。
10. 金利先渡取引を約款所定の範囲で行います。

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②投資対象

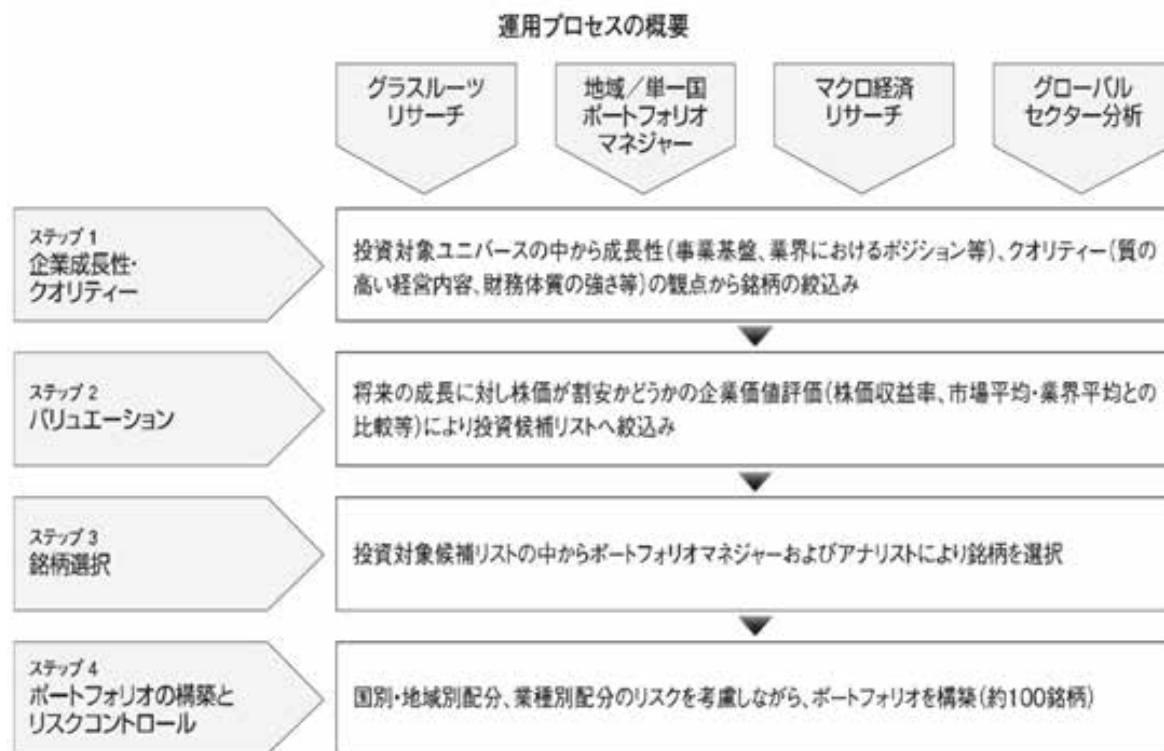
世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

③投資態度

1. MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

※MSCI-KOKUSAIに採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

2. リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。



3. 国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

- a. 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。
- b. 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。
- c. 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

4. 銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバルリサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツリサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

5. グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアライアンス・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在および将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。
6. 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
7. 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

④投資制限

1. 株式への投資には制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
7. 信用取引を約款所定の範囲で行います。
8. 有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引を約款所定の範囲で行います。
10. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。
11. 金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

③投資態度

1. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれ
を中長期的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより
変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

※ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国すべてに投
資するものではありません。

なお、ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベ
ンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファ
ンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマー
クに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマー
クは今後見直す場合があります。

2. 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の
格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資
します。
3. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



4. 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本とし
ファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
5. 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率

およびデュレーションの調整を行います。

6. 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
7. 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

④投資制限

1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
7. 有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。
8. スワップ取引を約款所定の範囲で行います。
9. 有価証券の貸付けおよび資金の借入を約款所定の範囲で行います。
10. 金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

「明治安田J-REITマザーファンド」

①基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

②投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券※を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

③投資態度

1. J-REITへの投資を通じ、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指します。
2. J-REITの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。

<運用プロセス>



※上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

3. J-REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 株式への直接投資は行いません。
3. 外貨建資産への直接投資は行いません。
4. 不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款の所定の範囲で行います。
5. スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。

※上記各マザーファンドにおいて、資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<各コース共通>

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの

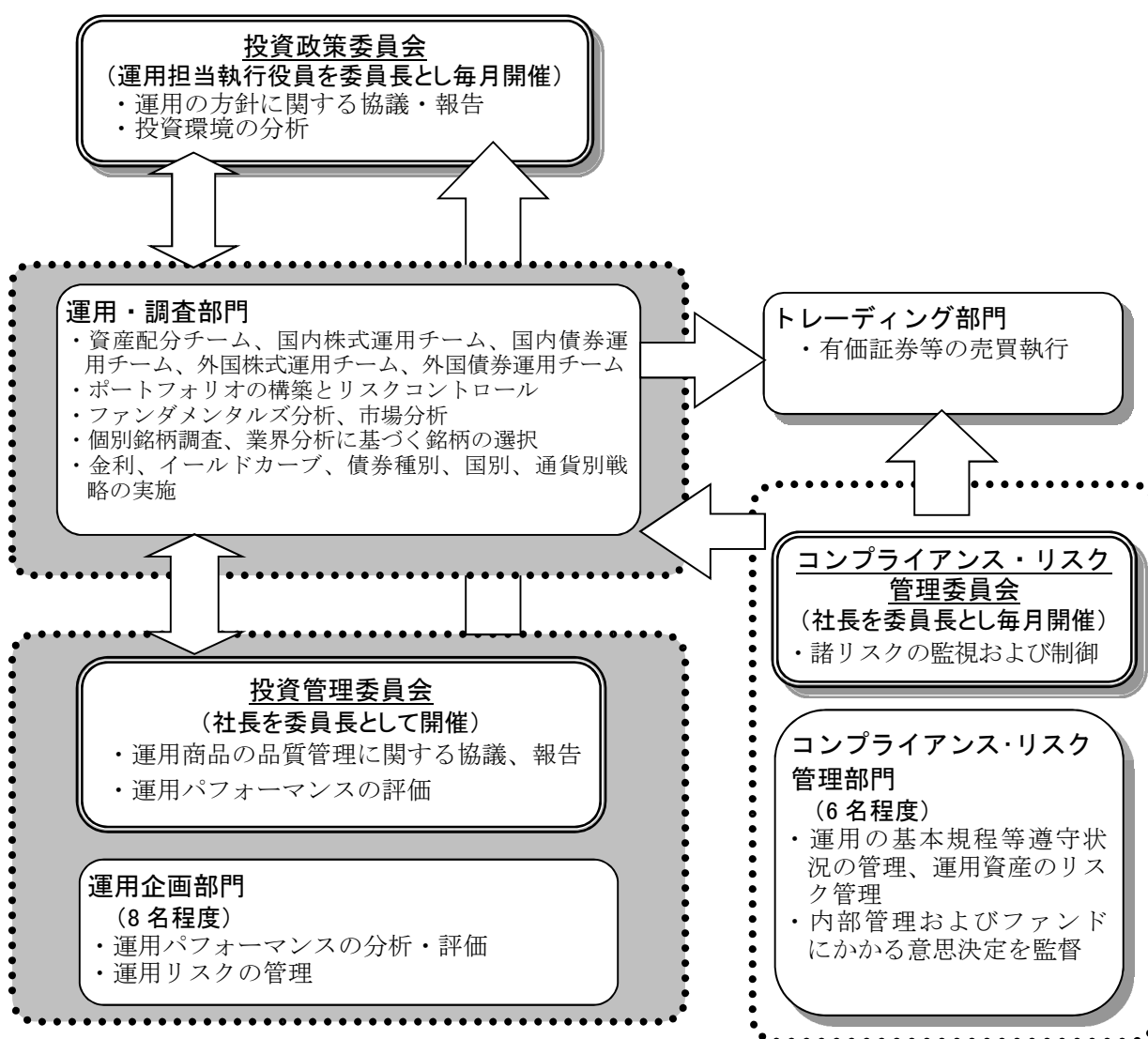
なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
 7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
- ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦前⑤、⑥において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書作成日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

<各コース共通>

①収益分配方針

年1回（12月18日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
2. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 前1. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
3. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を

差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

<各コース共通>

<投資信託約款に基づく投資制限>

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦投資する株式等の範囲
 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧同一銘柄の株式等への投資制限
 1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図を行いません。
 2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。
 3. 前1.、2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。
2. 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑫スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と

マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑮有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をする

ことができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 前1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑰有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑱特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑲外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 前2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑳資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）、ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）、ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式、債券およびリート等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起る可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起る可能性があります。

5. リートのリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリーートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リーートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※上記はリーートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他のリスク・留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

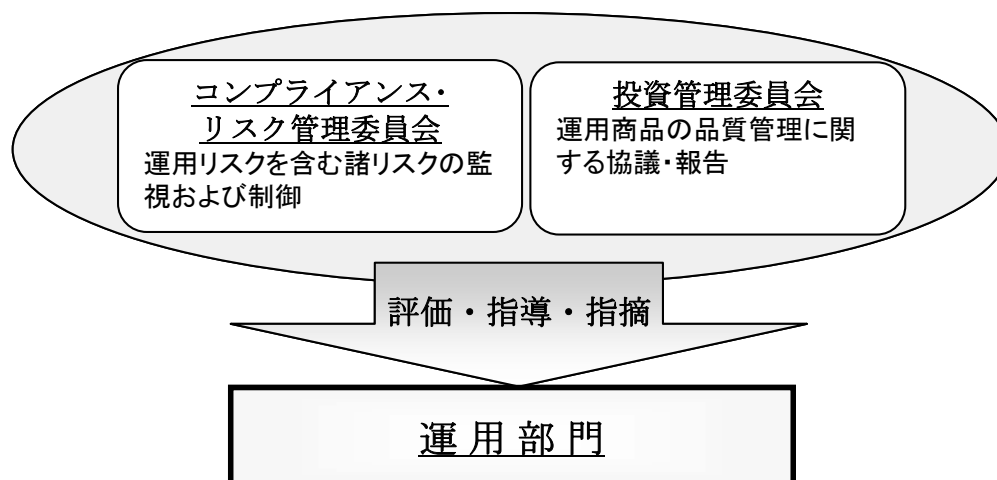
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

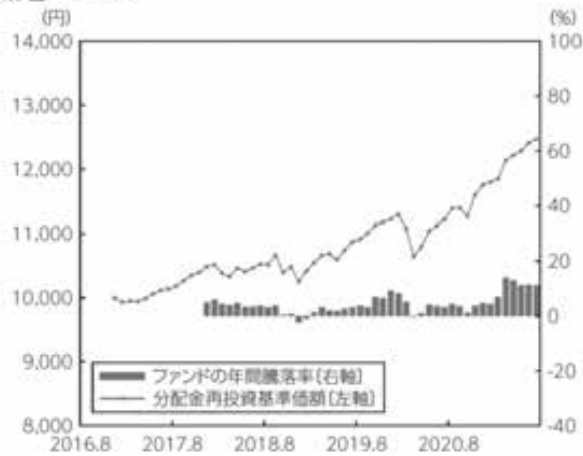


※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

安定コース



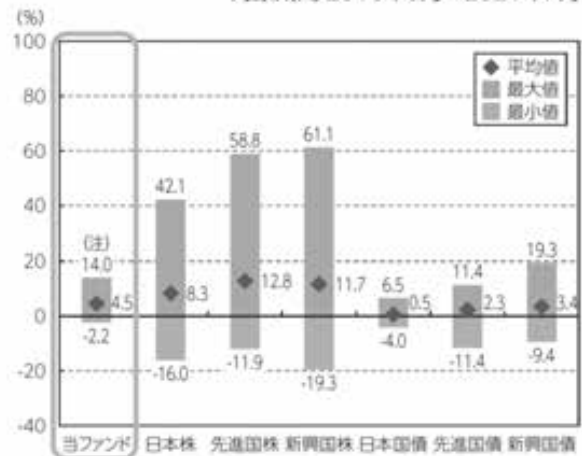
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもとして算出してあり、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2016年8月~2021年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

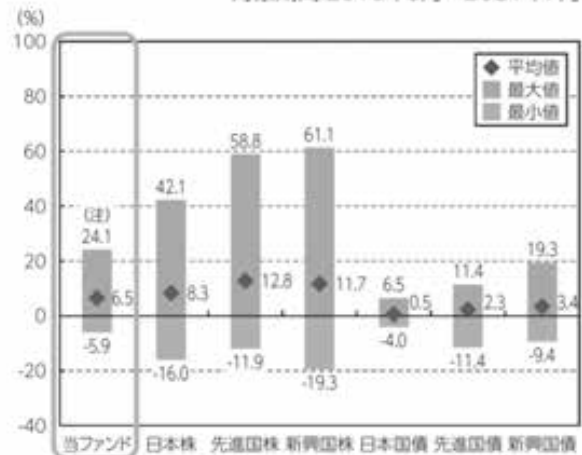
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

安定成長コース



当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

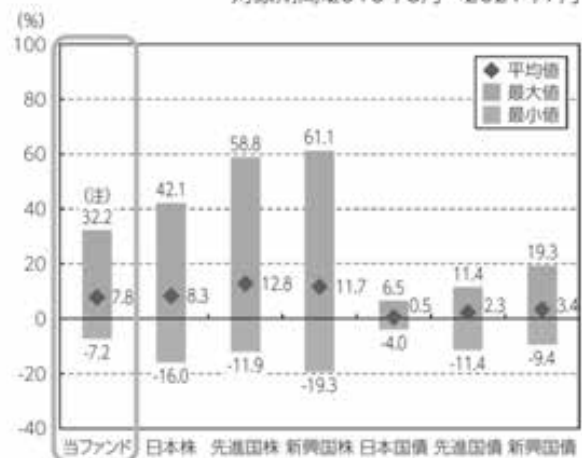
対象期間:2016年8月～2021年7月



積極コース



対象期間:2016年8月～2021年7月



<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAI は、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA-BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村証券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村証券株式会社の知的財産です。野村証券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

かかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	ノーロード明治安田 5資産バランス （安定コース）	ノーロード明治安田 5資産バランス （安定成長コース）	ノーロード明治安田 5資産バランス （積極コース）
委託会社	0.22%（税抜0.2%）	0.22%（税抜0.2%）	0.253%（税抜0.23%）
販売会社	0.187%（税抜0.17%）	0.22%（税抜0.2%）	0.22%（税抜0.2%）
受託会社	0.033%（税抜0.03%）	0.033%（税抜0.03%）	0.033%（税抜0.03%）
合計	<u>0.44%（税抜0.4%）</u>	<u>0.473%（税抜0.43%）</u>	<u>0.506%（税抜0.46%）</u>

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費

用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

②個別元本方式について

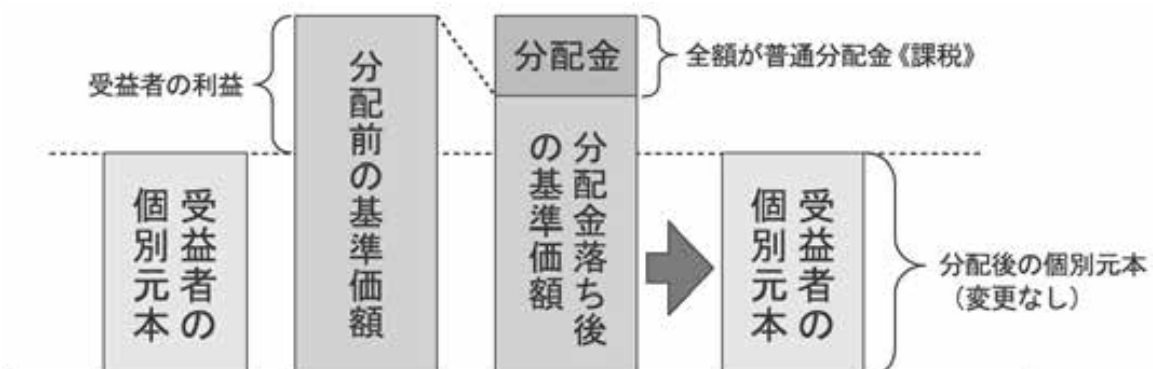
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金の課税について

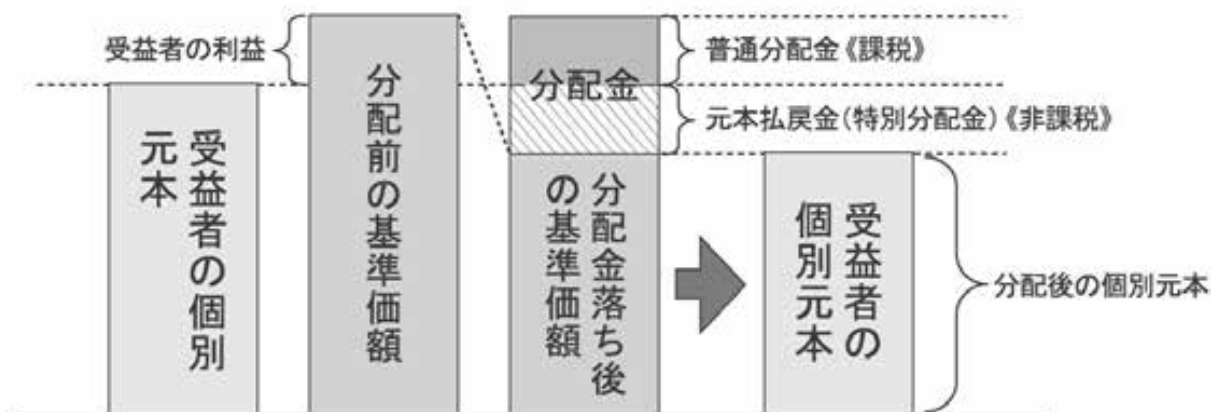
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本となります。

1. の場合



2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」の適用対象です。

＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2021年7月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	144,901,111	99.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	738,286	0.51
合計（純資産総額）		145,639,397	100.00

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	210,435,439	99.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,073,479	0.51
合計（純資産総額）		211,508,918	100.00

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	222,657,471	99.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	582,717	0.26
合計（純資産総額）		223,240,188	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポート フォリオ・マザーファンド	47,923,261	1.4841	71,123,208	1.5064	72,191,600	49.57
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポート フォリオ・マザーファンド	11,386,051	2.4871	28,318,540	2.5579	29,124,379	20.00
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポート フォリオ・マザーファンド	3,698,422	3.1443	11,628,949	3.9693	14,680,146	10.08
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田J-REIT マザーファンド	3,867,687	3.0270	11,707,489	3.7505	14,505,760	9.96
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポート フォリオ・マザーファンド	8,317,483	1.6525	13,745,019	1.7312	14,399,226	9.89

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

ノーロード明治安田5資産バランス (安定成長コース)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポート フォリオ・マザーファンド	41,487,795	1.4848	61,601,079	1.5064	62,497,214	29.55
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポート フォリオ・マザーファンド	10,765,070	3.1692	34,116,660	3.9693	42,729,792	20.20
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポート フォリオ・マザーファンド	16,545,977	2.4888	41,179,897	2.5579	42,322,954	20.01
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポート フォリオ・マザーファンド	24,160,598	1.6537	39,955,677	1.7312	41,826,827	19.78
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田J-R E I T マザーファンド	5,614,892	3.0190	16,951,359	3.7505	21,058,652	9.96

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

ノーロード明治安田5資産バランス (積極コース)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポート フォリオ・マザーファンド	38,315,261	1.6573	63,500,186	1.7312	66,331,379	29.71
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポート フォリオ・マザーファンド	11,361,408	3.1871	36,209,944	3.9693	45,096,836	20.20
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田J-R E I T マザーファンド	12,002,832	3.0537	36,653,049	3.7505	45,016,621	20.17
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポート フォリオ・マザーファンド	13,143,778	2.4911	32,742,466	2.5579	33,620,469	15.06
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポート フォリオ・マザーファンド	21,635,798	1.4851	32,131,324	1.5064	32,592,166	14.60

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.74
合計	99.74

②【投資不動産物件】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

該当事項はありません。

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

該当事項はありません。

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

該当事項はありません。

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

該当事項はありません。

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2017年12月18日）	332,050,846	332,050,846	10,459	10,459
第2期計算期間末（2018年12月18日）	316,658,515	316,658,515	10,370	10,370
第3期計算期間末（2019年12月18日）	341,415,207	341,415,207	11,166	11,166
第4期計算期間末（2020年12月18日）	204,896,570	204,896,570	11,669	11,669
2020年7月末日	194,772,061	—	11,216	—
8月末日	198,294,382	—	11,389	—
9月末日	195,430,396	—	11,397	—
10月末日	194,378,040	—	11,265	—
11月末日	201,627,429	—	11,598	—
12月末日	118,617,884	—	11,755	—
2021年1月末日	120,894,027	—	11,795	—
2月末日	121,908,775	—	11,847	—
3月末日	128,205,115	—	12,134	—
4月末日	134,979,941	—	12,216	—
5月末日	137,850,667	—	12,284	—
6月末日	139,933,694	—	12,408	—
7月末日	145,639,397	—	12,471	—

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2017年12月18日）	334,163,494	334,163,494	10,790	10,790
第2期計算期間末（2018年12月18日）	333,527,506	333,527,506	10,419	10,419
第3期計算期間末（2019年12月18日）	377,473,574	377,473,574	11,549	11,549
第4期計算期間末（2020年12月18日）	250,488,222	250,488,222	12,472	12,472
2020年7月末日	217,530,138	—	11,629	—
8月末日	225,297,666	—	11,955	—
9月末日	226,737,631	—	11,945	—
10月末日	223,174,589	—	11,762	—
11月末日	247,243,116	—	12,376	—
12月末日	158,055,318	—	12,602	—
2021年1月末日	156,890,660	—	12,652	—
2月末日	163,688,844	—	12,777	—
3月末日	179,865,769	—	13,221	—
4月末日	186,801,999	—	13,336	—
5月末日	194,281,293	—	13,434	—
6月末日	203,146,317	—	13,626	—
7月末日	211,508,918	—	13,694	—

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2017年12月18日）	341,720,572	341,720,572	10,909	10,909
第2期計算期間末（2018年12月18日）	332,845,585	332,845,585	10,455	10,455
第3期計算期間末（2019年12月18日）	380,563,417	380,563,417	11,889	11,889
第4期計算期間末（2020年12月18日）	257,728,732	257,728,732	12,904	12,904
2020年7月末日	238,077,798	—	11,783	—
8月末日	249,752,021	—	12,224	—
9月末日	251,560,543	—	12,231	—
10月末日	247,499,992	—	11,977	—
11月末日	255,130,890	—	12,791	—
12月末日	164,168,887	—	13,119	—
2021年1月末日	166,707,772	—	13,205	—
2月末日	170,321,739	—	13,419	—
3月末日	184,039,455	—	13,994	—
4月末日	192,873,522	—	14,107	—
5月末日	207,333,458	—	14,219	—
6月末日	216,104,881	—	14,498	—
7月末日	223,240,188	—	14,544	—

②【分配の推移】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

期	計算期間	1万円当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	0
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	0
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	0
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	0

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

期	計算期間	1万円当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	0
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	0
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	0
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	0

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

期	計算期間	1万円当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	0
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	0
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	0
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	0

③【収益率の推移】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	4.59
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	△0.85
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	7.68
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	4.50
第5期中間計算期間	2020年12月19日～2021年6月18日	5.89

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	7.90
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	△3.44
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	10.85
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	7.99
第5期中間計算期間	2020年12月19日～2021年6月18日	8.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	9.09
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	△4.16
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	13.72
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	8.54
第5期中間計算期間	2020年12月19日～2021年6月18日	11.38

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	317,700,832	213,182
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	2,341,126	14,477,195
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	2,476,938	2,056,239
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	37,992,468	168,173,446
第5期中間計算期間	2020年12月19日～2021年6月18日	19,765,407	82,468,966

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	311,544,106	1,842,211
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	11,158,677	742,501
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	11,976,588	5,235,953
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	36,156,327	162,178,635
第5期中間計算期間	2020年12月19日～2021年6月18日	28,583,947	81,859,075

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	2016年12月21日～2017年12月18日	328,714,589	15,482,216
第2期計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	9,935,949	4,804,312
第3期計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	6,702,581	4,973,661
第4期計算期間	2019年12月19日～2020年12月18日	48,839,005	169,209,865
第5期中間計算期間	2020年12月19日～2021年6月18日	29,489,395	82,398,463

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

(1) 投資状況

I. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	6,452,101,500	98.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	67,049,997	1.03
合計(純資産総額)		6,519,151,497	100.00

II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	22,317,739,980	40.74
社債券	日本	27,943,681,300	51.01
	フランス	3,652,393,900	6.67
	小計	31,596,075,200	57.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	864,876,126	1.58
合計(純資産総額)		54,778,691,306	100.00

III. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	14,485,675,964	64.35
	フランス	1,182,357,076	5.25
	スイス	835,310,202	3.71
	オランダ	712,254,180	3.16
	ドイツ	698,949,300	3.10
	スウェーデン	487,858,448	2.17
	カナダ	364,681,994	1.62
	オーストラリア	352,307,400	1.56
	アイルランド	257,728,094	1.14
	イギリス	213,009,704	0.95
	香港	178,536,401	0.79
	イタリア	120,562,929	0.54
	ベルギー	81,960,609	0.36
	ノルウェー	72,238,056	0.32
	シンガポール	59,915,030	0.27
	中国	55,492,901	0.25
	デンマーク	45,701,230	0.20
小計	20,204,539,518	89.75	
投資証券	アメリカ	286,978,010	1.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,020,408,024	8.97
合計(純資産総額)		22,511,925,552	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,352,534,347	6.00
	買建	ドイツ	454,815,767	2.02

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	1,298,509,127	5.76

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	8,826,177,211	39.69
	イタリア	2,232,947,819	10.04
	スペイン	1,913,688,989	8.60
	フランス	1,816,869,311	8.17
	イギリス	1,334,722,016	6.00
	ドイツ	1,234,752,501	5.55
	アイルランド	834,667,815	3.75
	ベルギー	500,738,744	2.25
	カナダ	449,995,474	2.02
	オーストラリア	293,539,564	1.32
	ポーランド	249,938,333	1.12
	ノルウェー	158,926,685	0.71
	メキシコ	156,691,855	0.70
	オランダ	151,611,719	0.68
	イスラエル	111,212,353	0.50
	マレーシア	110,290,419	0.50
	シンガポール	87,351,730	0.39
スウェーデン	60,643,727	0.27	
	小計	20,524,766,265	92.29
地方債証券	カナダ	504,461,169	2.27
特殊債券	国際機関	455,609,788	2.05
	スウェーデン	445,580,504	2.00
	カナダ	88,034,126	0.40
	小計	989,224,418	4.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	220,888,716	0.99
合計(純資産総額)		22,239,340,568	100.00

V. 明治安田 J-REIT マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	36,103,024,500	98.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	407,583,999	1.12
合計(純資産総額)		36,510,608,499	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

I. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	31,100	8,533.24	265,383,764	9,805.00	304,935,500	4.68
2	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	25,600	10,628.01	272,077,056	9,610.00	246,016,000	3.77
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,700	50,050.00	235,235,000	44,920.00	211,124,000	3.24
4	日本	株式	村田製作所	電気機器	23,000	9,008.56	207,196,880	9,040.00	207,920,000	3.19
5	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	67,300	3,122.84	210,167,132	3,040.00	204,592,000	3.14
6	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	16,200	11,976.41	194,017,842	11,375.00	184,275,000	2.83
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	3,000	51,640.00	154,920,000	60,740.00	182,220,000	2.80
8	日本	株式	信越化学工業	化学	9,800	19,359.94	189,727,412	17,750.00	173,950,000	2.67
9	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	274,700	590.29	162,152,663	578.50	158,913,950	2.44
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	49,000	3,478.10	170,426,900	3,232.00	158,368,000	2.43
11	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	7,600	20,432.39	155,286,232	20,805.00	158,118,000	2.43
12	日本	株式	エムスリー	サービス業	21,500	8,346.22	179,443,730	7,130.00	153,295,000	2.35
13	日本	株式	シスメックス	電気機器	11,600	11,239.69	130,380,404	12,990.00	150,684,000	2.31
14	日本	株式	SMC	機械	2,300	65,930.00	151,639,000	64,800.00	149,040,000	2.29
15	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	39,700	3,876.56	153,899,432	3,695.00	146,691,500	2.25
16	日本	株式	HOYA	精密機器	9,100	13,726.49	124,911,059	15,405.00	140,185,500	2.15
17	日本	株式	シマノ	輸送用機器	4,700	26,845.00	126,171,500	27,950.00	131,365,000	2.02
18	日本	株式	日産化学	化学	24,100	6,069.74	146,280,734	5,340.00	128,694,000	1.97
19	日本	株式	日本電信電話	情報・ 通信業	45,500	2,822.63	128,429,665	2,802.50	127,513,750	1.96
20	日本	株式	島津製作所	精密機器	28,600	4,118.55	117,790,530	4,400.00	125,840,000	1.93
21	日本	株式	ダイキン工業	機械	5,500	22,995.00	126,472,500	22,665.00	124,657,500	1.91
22	日本	株式	オリンパス	精密機器	54,900	2,323.04	127,534,896	2,245.50	123,277,950	1.89
23	日本	株式	任天堂	その他製品	2,100	64,100.00	134,610,000	56,400.00	118,440,000	1.82
24	日本	株式	MonotaRO	小売業	45,200	2,859.94	129,269,288	2,516.00	113,723,200	1.74
25	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	39,100	2,850.79	111,465,889	2,724.00	106,508,400	1.63
26	日本	株式	SGホールディングス	陸運業	35,500	2,805.54	99,596,670	2,938.00	104,299,000	1.60
27	日本	株式	三井不動産	不動産業	40,300	2,469.40	99,516,820	2,552.50	102,865,750	1.58
28	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	26,700	3,182.24	84,965,808	3,800.00	101,460,000	1.56
29	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	30,100	3,330.50	100,248,050	3,345.00	100,684,500	1.54
30	日本	株式	協和キリン	医薬品	28,300	3,358.66	95,050,078	3,555.00	100,606,500	1.54

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.39
		食料品	1.46
		化学	6.61
		医薬品	4.92
		金属製品	1.50
		機械	7.12
		電気機器	21.96
		輸送用機器	8.33
		精密機器	7.06
		その他製品	1.82
		陸運業	1.60
		情報・通信業	10.59
		卸売業	3.99
		小売業	4.17
		銀行業	4.69
		保険業	2.21
		不動産業	1.58
		サービス業	7.00
合計			98.97

II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第176回 利付国債20年	4,703,000,000	101.46	4,771,724,320	102.19	4,806,089,760	0.5	2041/3/20	8.77
2	日本	国債証券	第415回 利付国債2年	3,580,000,000	100.23	3,588,510,950	100.23	3,588,377,200	0.1	2022/8/1	6.55
3	日本	国債証券	第426回 利付国債2年	3,445,000,000	100.26	3,454,151,610	100.26	3,454,232,600	0.005	2023/7/1	6.31
4	日本	社債券	第1回武田薬品 工業無担保社債 (劣後特約付)	2,200,000,000	103.30	2,272,600,000	103.65	2,280,379,200	1.72	2079/6/6	4.16
5	日本	社債券	第2回ヒューリ ック無担保社債 (劣後特約付)	2,100,000,000	101.69	2,135,644,000	102.12	2,144,616,600	1.28	2055/7/2	3.92
6	日本	社債券	第3回野村ホー ルディングス無 担保永久社債 (劣後特約付)	2,000,000,000	100.79	2,015,852,000	100.61	2,012,296,000	1.3	9999/99/99	3.67
7	日本	社債券	第2回かんぼ 生命無担保社債 (劣後特約付)	1,900,000,000	100.54	1,910,321,000	101.71	1,932,649,600	1.05	2051/1/28	3.53
8	日本	社債券	第1回アサヒグ ループホールデ ィングス無担保 社債 (劣後特約付)	1,700,000,000	100.97	1,716,632,000	101.88	1,732,038,200	0.97	2080/10/15	3.16
9	日本	国債証券	第175回 利付国債20年	1,374,000,000	101.07	1,388,822,200	102.35	1,406,302,740	0.5	2040/12/20	2.57
10	日本	社債券	第3回ENEOS ホールディング ス無担保社債 (劣後特約付)	1,200,000,000	100.00	1,200,000,000	102.96	1,235,618,400	1.31	2081/6/15	2.26
11	日本	社債券	第1回日本生命 第2回劣後ロー ン流動化劣後債	1,200,000,000	101.59	1,219,167,000	102.00	1,224,019,200	1.03	2048/9/18	2.23
12	フランス	社債券	2021第9回 クレディ・アグ リコル・エス・ エー円貨社債 (TLAC)	1,200,000,000	100.00	1,200,000,000	100.32	1,203,898,800	0.514	2027/7/6	2.20
13	日本	社債券	第18回光通信 無担保社債	1,100,000,000	106.67	1,173,391,000	107.24	1,179,706,000	1.79	2033/3/23	2.15
14	日本	国債証券	第71回 利付国債30年	1,110,000,000	101.38	1,125,342,150	101.63	1,128,115,200	0.7	2051/6/20	2.06
15	日本	社債券	第1回ドンキ ホーテホールデ ィングス 無担保社債 (劣後特約付)	1,100,000,000	102.02	1,122,220,000	102.10	1,123,190,200	1.49	2053/11/28	2.05
16	日本	社債券	第52回ソフト バンクグループ 無担保社債	1,000,000,000	102.30	1,023,090,000	102.56	1,025,610,000	2.03	2024/3/8	1.87
17	日本	国債証券	第425回 利付国債2年	990,000,000	100.24	992,472,000	100.25	992,534,400	0.005	2023/6/1	1.81

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
18	日本	社債券	アフラック 生命保険 第1回劣後債	900,000,000	100.37	903,411,900	100.34	903,126,600	0.963	2049/4/16	1.65
19	日本	国債 証券	第14回 利付国債40年	847,000,000	98.85	837,305,750	99.38	841,774,010	0.7	2061/3/20	1.54
20	フランス	社債券	2015第1回 ソシエテジェネ ラル円貨社債 (劣後特約付)	800,000,000	103.26	826,144,000	104.28	834,312,000	2.195	2025/6/12	1.52
21	日本	社債券	第2回E N E O Sホールディン グス無担保社債 (劣後特約付)	800,000,000	100.00	800,000,000	101.74	813,993,600	0.97	2081/6/15	1.49
22	日本	社債券	第34回光通信 無担保社債	800,000,000	100.83	806,699,000	100.76	806,120,000	1.85	2041/6/14	1.47
23	日本	社債券	第97回トヨタ ファイナンス無 担保社債	800,000,000	100.00	800,024,000	99.98	799,896,000	0.001	2024/7/22	1.46
24	フランス	社債券	ソシエテ・ ジェネラル ユーロ円債 26/9/28 (TLAC)	700,000,000	101.20	708,407,700	101.21	708,477,700	0.922	2026/9/28	1.29
25	日本	社債券	住友生命保険相 互会社第4回A 号劣後債	700,000,000	100.75	705,290,600	100.66	704,649,400	1.13	2076/12/21	1.29
26	フランス	社債券	BNPパリバ ユーロ円債 27/5/20 (TLAC)	700,000,000	100.00	700,000,000	100.13	700,925,400	0.557	2027/5/20	1.28
27	日本	国債 証券	第173回 利付国債20年	662,000,000	98.68	653,268,220	100.79	667,269,520	0.4	2040/6/20	1.22
28	日本	社債券	第16回光通信 無担保社債	600,000,000	106.90	641,454,000	107.05	642,306,000	1.78	2027/8/10	1.17
29	日本	国債 証券	第70回 利付国債30年	609,000,000	101.15	616,009,240	101.87	620,418,750	0.7	2051/3/20	1.13
30	日本	国債 証券	第37回 利付国債30年	450,000,000	127.97	575,887,500	129.86	584,379,000	1.9	2042/9/20	1.07

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	40.74
社債券	57.68
合計	98.42

Ⅲ. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	36,773	28,196.93	1,036,886,074	31,368.88	1,153,528,008	5.12
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,980	250,571.28	746,702,430	297,325.56	886,030,197	3.94
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	52,220	14,683.39	766,766,927	15,946.12	832,706,574	3.70
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,594	371,340.09	591,916,114	394,155.24	628,283,454	2.79
5	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体 製造装置	5,423	70,373.34	381,634,645	83,621.69	453,480,463	2.01
6	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	14,902	24,537.07	365,651,494	27,144.76	404,511,225	1.80
7	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	8,272	41,453.53	342,903,679	45,118.63	373,221,384	1.66
8	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	8,820	34,473.62	304,057,367	39,232.45	346,030,269	1.54
9	アメリカ	株式	ACCENTURE PLC- CL A	ソフトウェア・サービス	9,530	31,655.25	301,674,568	34,856.14	332,179,029	1.48
10	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体 製造装置	15,000	16,084.14	241,262,220	21,527.92	322,918,857	1.43
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	18,434	17,103.68	315,289,414	16,751.97	308,805,815	1.37
12	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	36,058	8,518.00	307,142,219	8,557.73	308,574,931	1.37
13	アメリカ	株式	AMETEK INC	資本財	20,160	14,399.78	290,299,702	15,175.31	305,934,330	1.36
14	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	各種金融	15,155	16,341.78	247,659,814	18,826.80	285,320,237	1.27
15	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	16,935	14,561.97	246,607,092	16,715.83	283,082,722	1.26
16	スイス	株式	PARTNERS GROUP HOLDING AG	各種金融	1,492	158,204.29	236,040,810	188,284.30	280,920,176	1.25
17	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	19,642	13,206.96	259,411,231	13,740.64	269,893,749	1.20
18	オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV	素材	11,779	19,723.36	232,321,495	21,969.07	258,773,717	1.15
19	アイルランド	株式	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	素材	41,746	5,266.89	219,871,605	6,173.71	257,728,094	1.14
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	7,131	34,953.13	249,250,785	35,850.31	255,648,566	1.14
21	アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	10,550	23,991.67	253,112,148	24,130.50	254,576,787	1.13
22	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	13,000	20,542.28	267,049,658	19,527.54	253,858,040	1.13
23	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・サービス	18,700	13,211.47	247,054,572	13,258.14	247,927,295	1.10
24	アメ	株式	TEXAS	半導体・半導体	11,540	21,369.69	246,606,321	20,784.48	239,852,977	1.07

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
	リカ		INSTRUMENTS INC	製造装置						
25	アメリカ	株式	APTIV PLC	自動車・自動車部品	12,855	15,685.94	201,642,834	18,355.99	235,966,361	1.05
26	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	資本財	4,334	46,485.95	201,470,140	53,852.65	233,397,413	1.04
27	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	9,760	24,421.34	238,352,368	23,794.36	232,233,020	1.03
28	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,970	52,654.33	209,037,700	58,442.47	232,016,635	1.03
29	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	4,950	40,687.93	201,405,277	46,376.67	229,564,563	1.02
30	アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	12,400	15,015.82	186,196,285	18,283.73	226,718,315	1.01

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.59
		素材	5.71
		資本財	7.19
		商業・専門サービス	1.04
		運輸	1.92
		自動車・自動車部品	1.88
		耐久消費財・アパレル	3.11
		消費者サービス	2.47
		メディア・娯楽	7.28
		小売	4.81
		食品・生活必需品小売り	0.74
		食品・飲料・タバコ	2.65
		家庭用品・パーソナル用品	2.39
		ヘルスケア機器・サービス	5.46
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.76
		銀行	4.12
		各種金融	5.72
		保険	2.19
		不動産	0.52
		ソフトウェア・サービス	10.94
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.28		
電気通信サービス	0.56		
公益事業	1.57		
半導体・半導体製造装置	4.83		
投資証券	—	—	1.27
合計			91.03

IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.375%	14,890,000	10,968.05	1,633,142,832	10,963.96	1,632,535,037	0.375	2024/4/15	7.34
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2%	13,130,000	11,496.87	1,509,540,037	11,462.23	1,504,991,373	2	2024/5/31	6.77
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.25%	13,550,000	10,956.06	1,484,547,374	10,961.40	1,485,270,123	0.25	2023/6/15	6.68
4	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.75%	4,700,000	16,863.94	792,605,189	18,048.59	848,283,918	1.75	2049/1/22	3.81
5	アイル ランド	国債 証券	IRISH GOVT 0.9%	5,890,000	14,136.45	832,636,993	14,170.93	834,667,815	0.9	2028/5/15	3.75
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%	5,390,000	10,302.93	555,328,117	11,016.57	593,793,441	1.875	2041/2/15	2.67
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	4,300,000	11,923.28	512,701,468	12,669.19	544,775,195	2.75	2042/8/15	2.45
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%	4,480,000	11,665.81	522,628,618	11,614.92	520,348,486	2.5	2024/5/15	2.34
9	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1%	3,110,000	15,682.34	487,720,824	15,641.09	486,438,098	1	2024/4/22	2.19
10	国際 機関	特殊 債券	EURO BK RECON&DV 2.75%	4,000,000	11,466.88	458,675,508	11,390.24	455,609,788	2.75	2023/3/7	2.05
11	スウェ ーデン	特殊 債券	KOMMUNINVEST 1.625%	4,000,000	11,183.30	447,332,344	11,139.51	445,580,504	1.625	2022/10/24	2.00
12	ベル ギー	国債 証券	BELGIAN 0347 0.9%	3,050,000	14,224.92	433,860,252	14,305.59	436,320,632	0.9	2029/6/22	1.96
13	フラ ンス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 0%	3,290,000	12,982.37	427,120,164	13,243.89	435,724,208	0	2030/11/25	1.96
14	イタ リア	国債 証券	BTPS 5.25%	2,250,000	18,124.32	407,797,267	18,197.18	409,436,653	5.25	2029/11/1	1.84
15	イタ リア	国債 証券	BTPS 0.25%	3,110,000	12,857.60	399,871,370	13,046.12	405,734,634	0.25	2028/3/15	1.82
16	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0%	2,690,000	13,430.34	361,276,267	13,656.73	367,366,196	0	2030/8/15	1.65
17	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%	3,040,000	11,356.16	345,227,444	12,083.24	367,330,738	2.375	2051/5/15	1.65
18	スペ イン	国債 証券	SPANISH GOV' T 2.75%	2,530,000	14,479.94	366,342,530	14,412.28	364,630,803	2.75	2024/10/31	1.64
19	カナダ	地方債 証券	ONTARIO PROVINCE 3.2%	3,000,000	11,834.77	355,043,223	11,760.32	352,809,627	3.2	2024/5/16	1.59
20	スペ イン	国債 証券	SPANISH GOV' T 2.7%	1,880,000	17,434.74	327,773,112	17,831.57	335,233,619	2.7	2048/10/31	1.51
21	フラ ンス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 1.25%	2,220,000	14,625.66	324,689,765	14,999.08	332,979,594	1.25	2036/5/25	1.50
22	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0%	2,320,000	12,920.83	299,763,343	13,371.40	310,216,589	0	2036/5/15	1.39
23	フラ ンス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 0.5%	2,310,000	12,911.33	298,251,856	13,238.69	305,813,797	0.5	2040/5/25	1.38
24	スペ	国債	SPANISH	2,090,000	14,712.18	307,484,734	14,581.42	304,751,839	3.8	2024/4/30	1.37

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
	イン	証券	GOV' T 3.8%								
25	イタリア	国債証券	BTPS 1.65%	2,100,000	14,165.07	297,466,589	14,344.62	301,237,177	1.65	2030/12/1	1.35
26	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 0%	2,270,000	13,246.10	300,686,669	13,258.20	300,961,344	0	2024/3/25	1.35
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75%	1,775,000	15,599.04	276,882,965	16,430.34	291,638,590	4.75	2041/2/15	1.31
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	2,780,000	10,034.75	278,966,286	10,416.94	289,591,127	0.625	2030/5/15	1.30
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6%	2,070,000	13,642.45	282,398,797	13,575.90	281,021,226	6	2026/2/15	1.26
30	イタリア	国債証券	BTPS 1.45%	2,000,000	13,405.36	268,107,268	13,778.64	275,572,980	1.45	2036/3/1	1.24

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	92.29
地方債証券	2.27
特殊債券	4.45
合計	99.01

V. 明治安田J-REITマザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資 証券	日本ビルファンド投資法人	4,146	696,000	2,885,616,000	708,000	2,935,368,000	8.04
2	日本	投資 証券	GLP投資法人	12,899	187,870.55	2,423,342,311	196,500	2,534,653,500	6.94
3	日本	投資 証券	日本プロロジスリート投資法人	6,410	351,000	2,249,910,000	366,000	2,346,060,000	6.43
4	日本	投資 証券	野村不動産マスターファンド 投資法人	13,249	176,700	2,341,098,300	174,100	2,306,650,900	6.32
5	日本	投資 証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,104	684,000	2,123,136,000	687,000	2,132,448,000	5.84
6	日本	投資 証券	日本都市ファンド投資法人	18,506	116,114.19	2,148,809,200	114,500	2,118,937,000	5.80
7	日本	投資 証券	大和ハウスリート投資法人	5,180	324,500	1,680,910,000	326,000	1,688,680,000	4.63
8	日本	投資 証券	オリックス不動産投資法人	8,000	211,402.47	1,691,219,827	209,000	1,672,000,000	4.58
9	日本	投資 証券	積水ハウス・リート投資法人	15,297	91,700	1,402,734,900	96,600	1,477,690,200	4.05
10	日本	投資 証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	8,690	158,176.56	1,374,554,385	161,100	1,399,959,000	3.83
11	日本	投資 証券	大和証券リビング投資法人	10,791	117,929.45	1,272,576,727	120,400	1,299,236,400	3.56
12	日本	投資 証券	コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	3,644	340,000	1,238,960,000	350,500	1,277,222,000	3.50
13	日本	投資 証券	ヒューリックリート投資法人	6,417	180,200	1,156,343,400	193,800	1,243,614,600	3.41
14	日本	投資 証券	森ヒルズリート投資法人	7,123	162,800	1,159,624,400	161,100	1,147,515,300	3.14
15	日本	投資 証券	インヴィンシブル投資法人	25,294	45,455.87	1,149,760,775	43,050	1,088,906,700	2.98
16	日本	投資 証券	大和証券オフィス投資法人	1,370	772,000	1,057,640,000	790,000	1,082,300,000	2.96
17	日本	投資 証券	CREロジスティクスファンド 投資法人	5,146	181,800	935,542,800	207,800	1,069,338,800	2.93
18	日本	投資 証券	産業ファンド投資法人	5,009	204,700	1,025,342,300	211,900	1,061,407,100	2.91
19	日本	投資 証券	グローバル・ワン不動産投資法人	7,401	122,900	909,582,900	126,600	936,966,600	2.57
20	日本	投資 証券	サンケイリアルエステート投資法人	6,452	129,400	834,888,800	131,700	849,728,400	2.33
21	日本	投資 証券	フロンティア不動産投資法人	1,653	510,766.02	844,296,246	508,000	839,724,000	2.30
22	日本	投資 証券	イオンリート投資法人	4,838	155,500	752,309,000	159,500	771,661,000	2.11
23	日本	投資 証券	星野リゾート・リート投資法人	1,092	663,000	723,996,000	696,000	760,032,000	2.08
24	日本	投資 証券	三菱地所物流リート投資法人	1,342	464,000	622,688,000	505,000	677,710,000	1.86

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
25	日本	投資 証券	ジャパンエクセレント投資法人	4,360	158,700	691,932,000	152,600	665,336,000	1.82
26	日本	投資 証券	日本リート投資法人	1,298	438,000	568,524,000	454,000	589,292,000	1.61
27	日本	投資 証券	(新) エスコンジャパンリート 投資法人	870	145,282	126,395,340	150,100	130,587,000	0.36

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.88
合計	98.88

②投資不動産物件

I. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

III. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

V. 明治安田 J-REIT マザーファンド
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

I. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

III. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	56	ドル	12,082,770	1,322,942,487	12,353,040	1,352,534,347	6.00
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	85	ユーロ	3,463,000	450,570,931	3,495,625	454,815,767	2.02

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	買建	9,090,000.00	1,000,539,200	994,841,415	4.41
	ユーロ	買建	2,333,000.00	305,457,275	303,667,712	1.34

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

V. 明治安田J-REITマザーファンド

該当事項はありません。

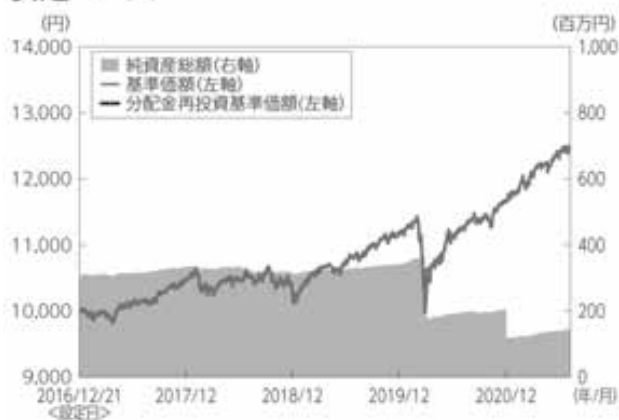
<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

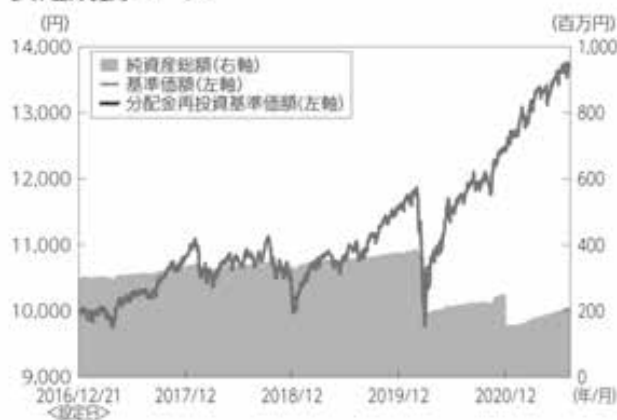
2021年7月30日現在

基準価額・純資産の推移

安定コース



安定成長コース



積極コース



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

	安定コース	安定成長コース	積極コース
基準価額	12,471円	13,694円	14,544円
純資産総額	145百万円	211百万円	223百万円

分配の推移

分配金の推移

	安定コース	安定成長コース	積極コース
2020年12月	0円	0円	0円
2019年12月	0円	0円	0円
2018年12月	0円	0円	0円
2017年12月	0円	0円	0円
—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入比率

安定コース

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	9.89
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	49.57
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	10.08
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	20.00
明治安田J-REITマザーファンド	9.96
その他の資産(負債控除後)	0.51
合計(純資産総額)	100.00

安定成長コース

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	19.78
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	29.55
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	20.20
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	20.01
明治安田J-REITマザーファンド	9.96
その他の資産(負債控除後)	0.51
合計(純資産総額)	100.00

積極コース

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	29.71
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	14.60
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	20.20
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	15.06
明治安田J-REITマザーファンド	20.17
その他の資産(負債控除後)	0.26
合計(純資産総額)	100.00

組入資産上位10銘柄(各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.68
2	アドバンテスト	電気機器	3.77
3	東京エレクトロン	電気機器	3.24
4	村田製作所	電気機器	3.19
5	日本M&Aセンター	サービス業	3.14
6	ソニーグループ	電気機器	2.83
7	キーエンス	電気機器	2.80
8	信越化学工業	化学	2.67
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.44
10	伊藤忠商事	卸売業	2.43

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第176回利付国債20年	0.5	2041年3月20日	国債証券	8.77
2	第415回利付国債2年	0.1	2022年8月1日	国債証券	6.55
3	第426回利付国債2年	0.005	2023年7月1日	国債証券	6.31
4	第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)*	1.72	2024年10月6日	社債券	4.16
5	第2回ビューリック無担保社債(劣後特約付)*	1.28	2025年7月2日	社債券	3.92
6	第3回野村ホールディングス無担保永久社債(劣後特約付)*	1.3	2026年7月15日	社債券	3.67
7	第2回かんぼ生命無担保社債(劣後特約付)*	1.05	2031年1月28日	社債券	3.53
8	第1回アサヒグループホールディングス無担保社債(劣後特約付)*	0.97	2025年10月15日	社債券	3.16
9	第175回利付国債20年	0.5	2040年12月20日	国債証券	2.57
10	第3回ENEOSホールディングス無担保社債(劣後特約付)*	1.31	2036年6月15日	社債券	2.26

*繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.12
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	3.94
3	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.70
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.79
5	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	2.01
6	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.80
7	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	1.66
8	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.54
9	ACCENTURE PLC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.48
10	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.43

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

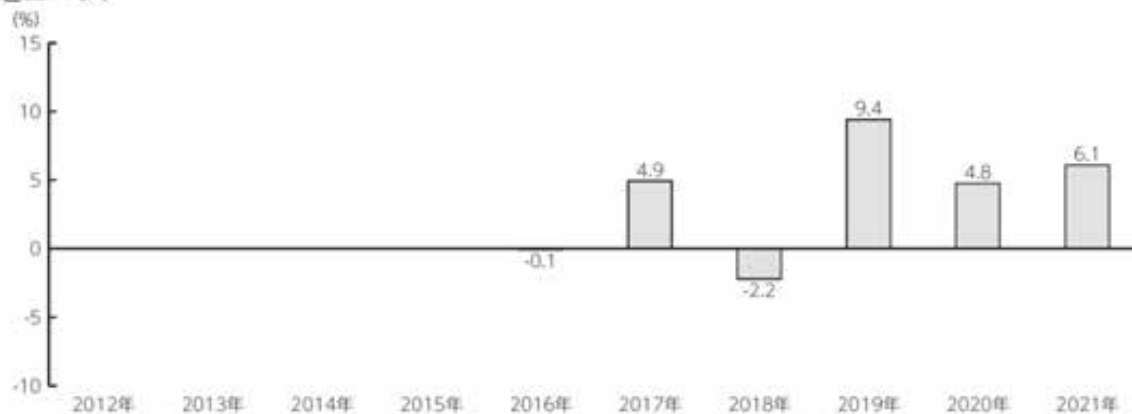
	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 0.375%	0.375	2024年4月15日	アメリカ	国債証券	7.34
2	US TREASURY N/B 2%	2	2024年5月31日	アメリカ	国債証券	6.77
3	US TREASURY N/B 0.25%	0.25	2023年6月15日	アメリカ	国債証券	6.68
4	UK TSY GILT 1.75%	1.75	2049年1月22日	イギリス	国債証券	3.81
5	IRISH GOVT 0.9%	0.9	2028年5月15日	アイルランド	国債証券	3.75
6	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2041年2月15日	アメリカ	国債証券	2.67
7	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2042年8月15日	アメリカ	国債証券	2.45
8	US TREASURY N/B 2.5%	2.5	2024年5月15日	アメリカ	国債証券	2.34
9	UK TSY GILT 1%	1	2024年4月22日	イギリス	国債証券	2.19
10	EURO BK RECON&DV 2.75%	2.75	2023年3月7日	国際機関	特殊債券	2.05

明治安田J-REITマザーファンド

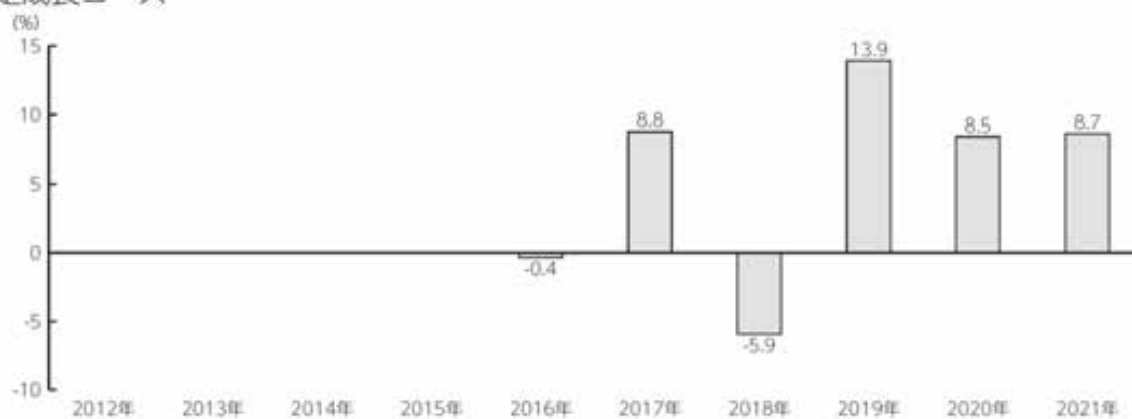
	銘柄名	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	8.04
2	GLP投資法人	6.94
3	日本プロロジスリート投資法人	6.43
4	野村不動産マスターファンド投資法人	6.32
5	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.84
6	日本都市ファンド投資法人	5.80
7	大和ハウスリート投資法人	4.63
8	オリックス不動産投資法人	4.58
9	積水ハウス・リート投資法人	4.05
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.83

年間収益率の推移(暦年ベース)

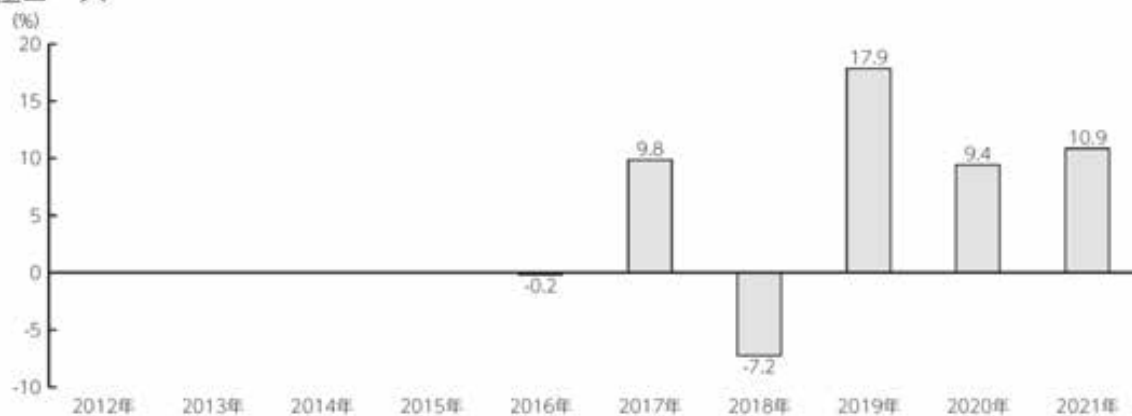
安定コース



安定成長コース



積極コース



※収益率は分配金(税引前)を再投資したもとして算出しています。

※2016年は設定日(2016年12月21日)から12月末まで、2021年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込を取消すことがあります。

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

(4) 申込手数料

かかりません。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設けることがあります。

(1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

(2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

(3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

(5) 信託財産留保額

ありません。

(6) 解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目以降、販売会社の本支店、営業所等で支払います。

(7) 解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

※買取請求については、販売会社へお問合わせください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
不動産投資信託（リート）	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として無期限です。

※信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

※第一部 証券情報（7）申込期間の書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は2021年12月10日に変更されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年12月19日から翌年12月18日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託契約の解約

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から4. までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

1. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

1. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
2. 前1. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

2. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨運用報告書に記載すべき事項の提供

1. 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。
2. 前1. の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成する予定であり、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。
- ④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2019年12月19日から2020年12月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日


明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重浩寛 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福村寛 

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）の2019年12月19日から2020年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）の2020年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）】

(1) 【貸借対照表】

	第3期 (2019年12月18日現在)	第4期 (2020年12月18日現在)
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,427,102	1,490,671
親投資信託受益証券	339,727,344	203,865,607
流動資産合計	342,154,446	205,356,278
資産合計	342,154,446	205,356,278
負債の部		
流動負債		
未払解約金	926	21,408
未払受託者報酬	54,690	32,471
未払委託者報酬	674,431	400,411
その他未払費用	9,192	5,418
流動負債合計	739,239	459,708
負債合計	739,239	459,708
純資産の部		
元本等		
元本	305,772,280	175,591,302
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,642,927	29,305,268
（分配準備積立金）	35,201,842	25,896,614
元本等合計	341,415,207	204,896,570
純資産合計	341,415,207	204,896,570
負債純資産合計	342,154,446	205,356,278

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	第3期	第4期
	(自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	(自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	25,698,621	△5,861,737
営業収益合計	25,698,621	△5,861,737
営業費用		
受託者報酬	106,578	77,117
委託者報酬	1,314,377	951,000
その他費用	19,672	14,383
営業費用合計	1,440,627	1,042,500
営業利益又は営業損失 (△)	24,257,994	△6,904,237
経常利益又は経常損失 (△)	24,257,994	△6,904,237
当期純利益又は当期純損失 (△)	24,257,994	△6,904,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	71,067	△15,616,577
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	11,306,934	35,642,927
剰余金増加額又は欠損金減少額	225,263	4,626,109
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	225,263	4,626,109
剰余金減少額又は欠損金増加額	76,197	19,676,108
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	76,197	19,676,108
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	35,642,927	29,305,268

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年12月19日から2020年12月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (2019年12月18日現在)	第4期 (2020年12月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 305,772,280口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 175,591,302口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)
1.1166円 (11,166円)	1.1669円 (11,669円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)																																								
<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、35,642,927円 (10,000口当たり1,165円63銭)であり、分配金額は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A 5,336,516円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B 11,783,372円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 441,085円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 18,081,954円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E 35,642,927円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 305,772,280口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G 1,165円63銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H -円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I -円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A 5,336,516円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B 11,783,372円	収益調整金額	C 441,085円	分配準備積立金額	D 18,081,954円	分配対象額(A+B+C+D)	E 35,642,927円	期末受益権口数	F 305,772,280口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 1,165円63銭	10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭	分配金額(F×H÷10,000)	I -円	<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、29,305,268円 (10,000口当たり1,668円93銭)であり、分配金額は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A 2,697,931円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B 6,014,409円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 3,408,654円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 17,184,274円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E 29,305,268円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 175,591,302口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G 1,668円93銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H -円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I -円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A 2,697,931円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B 6,014,409円	収益調整金額	C 3,408,654円	分配準備積立金額	D 17,184,274円	分配対象額(A+B+C+D)	E 29,305,268円	期末受益権口数	F 175,591,302口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 1,668円93銭	10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭	分配金額(F×H÷10,000)	I -円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額(費用控除後)	A 5,336,516円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B 11,783,372円																																								
収益調整金額	C 441,085円																																								
分配準備積立金額	D 18,081,954円																																								
分配対象額(A+B+C+D)	E 35,642,927円																																								
期末受益権口数	F 305,772,280口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 1,165円63銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭																																								
分配金額(F×H÷10,000)	I -円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額(費用控除後)	A 2,697,931円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B 6,014,409円																																								
収益調整金額	C 3,408,654円																																								
分配準備積立金額	D 17,184,274円																																								
分配対象額(A+B+C+D)	E 29,305,268円																																								
期末受益権口数	F 175,591,302口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 1,668円93銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭																																								
分配金額(F×H÷10,000)	I -円																																								

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)

該当事項はございませぬ。

第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
期首元本額	305,351,581円	305,772,280円
期中追加設定元本額	2,476,938円	37,992,468円
期中一部解約元本額	2,056,239円	168,173,446円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	24,002,857	7,483,760
合計	24,002,857	7,483,760

3. デリバティブ取引関係

第3期（2019年12月18日現在）

該当事項はございません。

第4期（2020年12月18日現在）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2020年12月18日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	12,599,403	20,622,702	
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	16,459,960	40,837,160	
親投資信託受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	68,275,057	101,251,909	
親投資信託受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	6,620,819	20,619,878	
親投資信託受益証券	明治安田J-REITマザーファンド	6,975,798	20,533,958	
合計		110,931,037	203,865,607	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重俊彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福村寛 

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）の2019年12月19日から2020年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）の2020年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）】

(1) 【貸借対照表】

	第3期 (2019年12月18日現在)	第4期 (2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,769,180	1,822,613
親投資信託受益証券	375,571,045	249,225,780
流動資産合計	378,340,225	251,048,393
資産合計	378,340,225	251,048,393
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,992	15,178
未払受託者報酬	59,627	37,588
未払委託者報酬	795,007	501,104
その他未払費用	10,025	6,301
流動負債合計	866,651	560,171
負債合計	866,651	560,171
純資産の部		
元本等		
元本	326,858,706	200,836,398
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	50,614,868	49,651,824
(分配準備積立金)	48,924,316	43,531,219
元本等合計	377,473,574	250,488,222
純資産合計	377,473,574	250,488,222
負債純資産合計	378,340,225	251,048,393

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	38,687,000	△4,495,265
営業収益合計	38,687,000	△4,495,265
営業費用		
受託者報酬	115,737	86,112
委託者報酬	1,543,103	1,147,967
その他費用	21,483	16,113
営業費用合計	1,680,323	1,250,192
営業利益又は営業損失 (△)	37,006,677	△5,745,457
経常利益又は経常損失 (△)	37,006,677	△5,745,457
当期純利益又は当期純損失 (△)	37,006,677	△5,745,457
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	255,434	△23,846,569
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	13,409,435	50,614,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	674,066	6,074,479
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	674,066	6,074,479
剰余金減少額又は欠損金増加額	219,876	25,138,635
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	219,876	25,138,635
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	50,614,868	49,651,824

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年12月19日から2020年12月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (2019年12月18日現在)	第4期 (2020年12月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 326,858,706口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 200,836,398口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1549円 (10,000口当たり純資産額) (11,549円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2472円 (10,000口当たり純資産額) (12,472円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)																																								
<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、50,934,204円 (10,000口当たり1,558円27銭)であり、分配金額は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後) A</td> <td>6,716,719円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B</td> <td>13,342,349円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td> <td>2,009,888円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td> <td>28,865,248円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D) E</td> <td>50,934,204円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数 F</td> <td>326,858,706口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G</td> <td>1,558円27銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額 H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000) I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額(費用控除後) A	6,716,719円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	13,342,349円	収益調整金額 C	2,009,888円	分配準備積立金額 D	28,865,248円	分配対象額(A+B+C+D) E	50,934,204円	期末受益権口数 F	326,858,706口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	1,558円27銭	10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭	分配金額(F×H÷10,000) I	-円	<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、49,651,824円 (10,000口当たり2,472円23銭)であり、分配金額は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後) A</td> <td>3,614,486円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B</td> <td>14,486,626円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td> <td>6,120,605円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td> <td>25,430,107円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D) E</td> <td>49,651,824円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数 F</td> <td>200,836,398口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G</td> <td>2,472円23銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額 H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000) I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額(費用控除後) A	3,614,486円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	14,486,626円	収益調整金額 C	6,120,605円	分配準備積立金額 D	25,430,107円	分配対象額(A+B+C+D) E	49,651,824円	期末受益権口数 F	200,836,398口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	2,472円23銭	10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭	分配金額(F×H÷10,000) I	-円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額(費用控除後) A	6,716,719円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	13,342,349円																																								
収益調整金額 C	2,009,888円																																								
分配準備積立金額 D	28,865,248円																																								
分配対象額(A+B+C+D) E	50,934,204円																																								
期末受益権口数 F	326,858,706口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	1,558円27銭																																								
10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭																																								
分配金額(F×H÷10,000) I	-円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額(費用控除後) A	3,614,486円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	14,486,626円																																								
収益調整金額 C	6,120,605円																																								
分配準備積立金額 D	25,430,107円																																								
分配対象額(A+B+C+D) E	49,651,824円																																								
期末受益権口数 F	200,836,398口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	2,472円23銭																																								
10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭																																								
分配金額(F×H÷10,000) I	-円																																								

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)

該当事項はございませぬ。

第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
期首元本額	320,118,071円	326,858,706円
期中追加設定元本額	11,976,588円	36,156,327円
期中一部解約元本額	5,235,953円	162,178,635円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	35,570,856	17,251,495
合計	35,570,856	17,251,495

3. デリバティブ取引関係

第3期（2019年12月18日現在）

該当事項はございません。

第4期（2020年12月18日現在）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2020年12月18日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	30,807,453	50,425,639	
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	20,059,406	49,767,386	
親投資信託受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	49,615,332	73,579,537	
親投資信託受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	16,200,827	50,455,855	
親投資信託受益証券	明治安田J-REITマザーファンド	8,492,106	24,997,363	
合計		125,175,124	249,225,780	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日


明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重信彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福村寛 

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）の2019年12月19日から2020年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）の2020年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）】

(1) 【貸借対照表】

	第3期 (2019年12月18日現在)	第4期 (2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,843,837	1,944,136
親投資信託受益証券	378,644,638	256,418,960
流動資産合計	381,488,475	258,363,096
資産合計	381,488,475	258,363,096
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,920	-
未払受託者報酬	59,558	40,929
未払委託者報酬	853,555	586,568
その他未払費用	10,025	6,867
流動負債合計	925,058	634,364
負債合計	925,058	634,364
純資産の部		
元本等		
元本	320,092,930	199,722,070
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	60,470,487	58,006,662
(分配準備積立金)	58,640,277	49,544,516
元本等合計	380,563,417	257,728,732
純資産合計	380,563,417	257,728,732
負債純資産合計	381,488,475	258,363,096

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	47,758,584	△11,885,678
営業収益合計	47,758,584	△11,885,678
営業費用		
受託者報酬	114,619	88,844
委託者報酬	1,642,675	1,273,263
その他費用	21,309	16,717
営業費用合計	1,778,603	1,378,824
営業利益又は営業損失 (△)	45,979,981	△13,264,502
経常利益又は経常損失 (△)	45,979,981	△13,264,502
当期純利益又は当期純損失 (△)	45,979,981	△13,264,502
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	444,619	△33,959,285
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	14,481,575	60,470,487
剰余金増加額又は欠損金減少額	682,548	8,734,599
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	682,548	8,734,599
剰余金減少額又は欠損金増加額	228,998	31,893,207
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	228,998	31,893,207
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	60,470,487	58,006,662

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年12月19日から2020年12月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (2019年12月18日現在)	第4期 (2020年12月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 320,092,930口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 199,722,070口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1889円 (10,000口当たり純資産額) (11,889円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2904円 (10,000口当たり純資産額) (12,904円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)																																								
<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、60,470,487円 (10,000口当たり1,889円13銭)であり、分配金額は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額 (費用控除後) A</td> <td>7,866,472円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B</td> <td>17,265,216円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td> <td>1,830,210円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td> <td>33,508,589円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額 (A+B+C+D) E</td> <td>60,470,487円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数 F</td> <td>320,092,930口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G</td> <td>1,889円13銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額 H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額 (F×H÷10,000) I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額 (費用控除後) A	7,866,472円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	17,265,216円	収益調整金額 C	1,830,210円	分配準備積立金額 D	33,508,589円	分配対象額 (A+B+C+D) E	60,470,487円	期末受益権口数 F	320,092,930口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	1,889円13銭	10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭	分配金額 (F×H÷10,000) I	-円	<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、58,373,356円 (10,000口当たり2,922円70銭)であり、分配金額は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額 (費用控除後) A</td> <td>4,345,968円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B</td> <td>16,348,815円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td> <td>8,828,840円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td> <td>28,849,733円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額 (A+B+C+D) E</td> <td>58,373,356円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数 F</td> <td>199,722,070口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G</td> <td>2,922円70銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額 H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額 (F×H÷10,000) I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額 (費用控除後) A	4,345,968円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	16,348,815円	収益調整金額 C	8,828,840円	分配準備積立金額 D	28,849,733円	分配対象額 (A+B+C+D) E	58,373,356円	期末受益権口数 F	199,722,070口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	2,922円70銭	10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭	分配金額 (F×H÷10,000) I	-円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額 (費用控除後) A	7,866,472円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	17,265,216円																																								
収益調整金額 C	1,830,210円																																								
分配準備積立金額 D	33,508,589円																																								
分配対象額 (A+B+C+D) E	60,470,487円																																								
期末受益権口数 F	320,092,930口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	1,889円13銭																																								
10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭																																								
分配金額 (F×H÷10,000) I	-円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額 (費用控除後) A	4,345,968円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B	16,348,815円																																								
収益調整金額 C	8,828,840円																																								
分配準備積立金額 D	28,849,733円																																								
分配対象額 (A+B+C+D) E	58,373,356円																																								
期末受益権口数 F	199,722,070口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G	2,922円70銭																																								
10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭																																								
分配金額 (F×H÷10,000) I	-円																																								

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)

該当事項はございませぬ。

第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
期首元本額	318,364,010円	320,092,930円
期中追加設定元本額	6,702,581円	48,839,005円
期中一部解約元本額	4,973,661円	169,209,865円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第3期 (自 2018年12月19日 至 2019年12月18日)	第4期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	44,746,068	19,399,265
合計	44,746,068	19,399,265

3. デリバティブ取引関係

第3期（2019年12月18日現在）

該当事項はございません。

第4期（2020年12月18日現在）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2020年12月18日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	47,388,357	77,565,262	
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	15,483,041	38,413,424	
親投資信託受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	25,072,748	37,182,885	
親投資信託受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	16,654,188	51,867,803	
親投資信託受益証券	明治安田J-REITマザーファンド	17,458,074	51,389,586	
合計		122,056,408	256,418,960	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田J-R E I Tマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	90,508,862
株式	6,636,103,630
未収配当金	422,000
流動資産合計	6,727,034,492
資産合計	6,727,034,492
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,580,000
その他未払費用	4,103
流動負債合計	6,584,103
負債合計	6,584,103
純資産の部	
元本等	
元本	4,105,847,953
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,614,602,436
元本等合計	6,720,450,389
純資産合計	6,720,450,389
負債純資産合計	6,727,034,492

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年12月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2020年4月21日から2021年4月19日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年12月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年12月19日 至 2020年12月18日）の元本状況	
期首（2019年12月19日）の元本額	4,633,629,235円
対象期間中の追加設定元本額	834,512,762円
対象期間中の一部解約元本額	1,362,294,044円
2020年12月18日現在の元本額の内訳 ※	
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	12,599,403円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	30,807,453円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	47,388,357円
ノーロード明治安田日本株式アクティブ	160,523,920円
明治安田日本株式リサーチオープン	221,235,993円
明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,288,945,582円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	711,534,288円
明治安田DCグローバルバランスオープン	661,062,428円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	260,023,468円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	661,809,340円
明治安田VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	40,376,896円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	4,210,993円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	5,329,832円
計	4,105,847,953円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6368円
(10,000口当たり純資産額)	(16,368円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(2020年12月18日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大和ハウス工業	24,600	3,042.00	74,833,200	
	協和エクシオ	21,700	2,858.00	62,018,600	
	明治ホールディングス	12,700	7,180.00	91,186,000	
	日産化学	25,800	6,130.00	158,154,000	
	信越化学工業	10,700	17,090.00	182,863,000	
	花王	16,900	7,804.00	131,887,600	
	協和キリン	30,600	2,638.00	80,722,800	
	アステラス製薬	53,600	1,539.50	82,517,200	
	中外製薬	18,600	4,908.00	91,288,800	
	第一三共	15,500	3,333.00	51,661,500	
	ペプチドリーム	15,400	5,420.00	83,468,000	
	三和ホールディングス	79,900	1,228.00	98,117,200	
	SMC	2,400	63,840.00	153,216,000	
	クボタ	47,100	2,211.50	104,161,650	
	ダイキン工業	6,100	21,555.00	131,485,500	
	ホシザキ	7,000	9,590.00	67,130,000	
	オムロン	11,700	9,160.00	107,172,000	
	日本電気	21,300	5,590.00	119,067,000	
	ソニー	17,600	10,255.00	180,488,000	
	アドバンテスト	28,200	7,160.00	201,912,000	
	キーエンス	3,300	54,960.00	181,368,000	
	シスメックス	12,600	11,940.00	150,444,000	
	浜松ホトニクス	21,000	6,060.00	127,260,000	
	村田製作所	21,900	8,858.00	193,990,200	
	東京エレクトロン	5,300	36,250.00	192,125,000	
	トヨタ自動車	35,300	7,911.00	279,258,300	
	ヤマハ発動機	42,000	2,151.00	90,342,000	
	シマノ	5,300	23,860.00	126,458,000	
	島津製作所	17,100	3,795.00	64,894,500	
	オリンパス	59,200	2,234.00	132,252,800	
	HOYA	10,900	13,945.00	152,000,500	
	朝日インテック	25,500	3,610.00	92,055,000	
	任天堂	2,400	66,720.00	160,128,000	
	山九	20,100	3,940.00	79,194,000	
	T I S	31,600	2,023.00	63,926,800	
	野村総合研究所	19,600	3,530.00	69,188,000	
	ジャストシステム	7,400	7,290.00	53,946,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	17,400	3,720.00	64,728,000	
	大塚商会	13,000	5,200.00	67,600,000	
	日本ユニシス	29,000	3,845.00	111,505,000	
	日本電信電話	48,900	2,673.00	130,709,700	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KDDI	19,500	3,022.00	58,929,000	
	ソフトバンクグループ	13,100	8,354.00	109,437,400	
	伊藤忠商事	52,800	2,923.00	154,334,400	
	ミスミグループ本社	28,800	3,425.00	98,640,000	
	Monotaro	21,700	5,370.00	116,529,000	
	ニトリホールディングス	7,800	21,995.00	171,561,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	295,600	447.80	132,369,680	
	三井住友フィナンシャルグループ	42,600	3,153.00	134,317,800	
	東京海上ホールディングス	12,400	5,233.00	64,889,200	
	T&Dホールディングス	65,200	1,211.00	78,957,200	
	三井不動産	43,400	2,269.50	98,496,300	
	日本M&Aセンター	36,300	6,760.00	245,388,000	
	エムスリー	22,800	9,345.00	213,066,000	
	リクルートホールディングス	29,200	4,194.00	122,464,800	
小計		1,607,400		6,636,103,630	
合計				6,636,103,630	

(2) 株式以外の有価証券(2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,486,827,327
国債証券	17,158,599,850
地方債証券	902,596,000
特殊債券	10,192,213
社債券	25,845,649,400
未収入金	1,391,927,790
未収利息	74,914,329
前払費用	15,368,990
流動資産合計	46,886,075,899
資産合計	46,886,075,899
負債の部	
流動負債	
未払金	1,991,388,660
未払解約金	485,000
その他未払費用	80,269
流動負債合計	1,991,953,929
負債合計	1,991,953,929
純資産の部	
元本等	
元本	30,272,608,622
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	14,621,513,348
元本等合計	44,894,121,970
純資産合計	44,894,121,970
負債純資産合計	46,886,075,899

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年12月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、2020年4月11日から2021年4月12日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年12月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年12月19日 至 2020年12月18日）の元本状況	
期首（2019年12月19日）の元本額	27,629,031,297円
対象期間中の追加設定元本額	8,199,261,501円
対象期間中の一部解約元本額	5,555,684,176円
2020年12月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田DC先進国コアファンド	109,698,381円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	68,275,057円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	49,615,332円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	25,072,748円
明治安田日本債券オープン（年1回決算型）	1,492,035,842円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	367,402,765円
明治安田DCグローバルバランスオープン	563,800,883円
明治安田日本債券オープン（毎月決算型）	6,938,975,700円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	868,927,991円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	989,835,704円
明治安田DC日本債券オープン	10,774,477,496円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	14,910,973円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	8,342,494円
明治安田ダウサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	8,001,237,256円
計	30,272,608,622円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4830円
（10,000口当たり純資産額）	（14,830円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第415回利付国債2年	521,000,000	523,141,310	
	第417回利付国債2年	180,000,000	180,801,000	
	第418回利付国債2年	27,000,000	27,128,520	
	第418回利付国債2年	402,000,000	403,913,520	
	第419回利付国債2年	20,000,000	20,093,600	
	第419回利付国債2年	310,000,000	311,450,800	
	第419回利付国債2年	1,355,000,000	1,361,341,400	
	第419回利付国債2年	1,145,000,000	1,150,358,600	
	第11回利付国債40年	138,000,000	144,640,560	
	第12回利付国債40年	211,000,000	200,078,640	
	第12回利付国債40年	10,000,000	9,482,400	
	第13回利付国債40年	60,000,000	56,830,200	
	第13回利付国債40年	335,000,000	317,301,950	
	第359回利付国債10年	105,000,000	106,046,850	
	第359回利付国債10年	50,000,000	50,498,500	
	第359回利付国債10年	300,000,000	302,991,000	
	第359回利付国債10年	200,000,000	201,994,000	
	第359回利付国債10年	100,000,000	100,997,000	
	第360回利付国債10年	132,000,000	133,221,000	
	第360回利付国債10年	50,000,000	50,462,500	
	第360回利付国債10年	100,000,000	100,925,000	
	第32回利付国債30年	273,000,000	370,985,160	
	第34回利付国債30年	240,000,000	324,240,000	
	第37回利付国債30年	450,000,000	587,398,500	
	第43回利付国債30年	241,000,000	307,296,690	
	第46回利付国債30年	325,000,000	400,468,250	
	第49回利付国債30年	326,000,000	394,701,240	
	第60回利付国債30年	43,000,000	46,622,750	
	第62回利付国債30年	238,000,000	232,813,980	
	第63回利付国債30年	166,000,000	157,728,220	
	第67回利付国債30年	412,000,000	410,455,000	
	第68回利付国債30年	80,000,000	79,597,600	
	第68回利付国債30年	24,000,000	23,879,280	
	第68回利付国債30年	820,000,000	815,875,400	
	第68回利付国債30年	410,000,000	407,937,700	
	第68回利付国債30年	60,000,000	59,698,200	
	第68回利付国債30年	413,000,000	410,922,610	
	第146回利付国債20年	238,000,000	285,392,940	
	第149回利付国債20年	483,000,000	569,626,050	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	第150回利付国債20年	1,032,000,000	1,204,952,880	
	第151回利付国債20年	14,000,000	15,982,400	
	第151回利付国債20年	42,000,000	47,947,200	
	第151回利付国債20年	110,000,000	125,576,000	
	第151回利付国債20年	20,000,000	22,832,000	
	第161回利付国債20年	331,000,000	348,248,410	
	第162回利付国債20年	518,000,000	544,516,420	
	第163回利付国債20年	100,000,000	105,021,000	
	第165回利付国債20年	135,000,000	139,256,550	
	第166回利付国債20年	58,000,000	61,753,180	
	第170回利付国債20年	217,000,000	214,712,820	
	第170回利付国債20年	64,000,000	63,325,440	
	第173回利付国債20年	585,000,000	587,655,900	
	第173回利付国債20年	585,000,000	587,655,900	
	第173回利付国債20年	12,000,000	12,054,480	
	第173回利付国債20年	593,000,000	595,692,220	
	第174回利付国債20年	12,000,000	12,044,040	
	第174回利付国債20年	20,000,000	20,073,400	
	第174回利付国債20年	120,000,000	120,440,400	
	第174回利付国債20年	42,000,000	42,154,140	
	第174回利付国債20年	605,000,000	607,220,350	
	第174回利付国債20年	40,000,000	40,146,800	
国債証券計		16,248,000,000	17,158,599,850	
地方債証券	第4回東京都公募公債(30年)	100,000,000	100,208,000	
	第19回東京都公募公債(30年)	200,000,000	201,996,000	
	令和2年度第6回福岡県公募公債	200,000,000	200,098,000	
	令和2年度第6回福岡県公募公債	200,000,000	200,098,000	
	第213回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,196,000	
地方債証券計		900,000,000	902,596,000	
特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	10,151,000	10,192,213	
特殊債券計		10,151,000	10,192,213	
社債券	2015第1回ソシエテジェネラル円貨社債(劣後特約付)	800,000,000	826,072,000	
	第535回関西電力(一般担保付)	300,000,000	300,147,000	
	第536回関西電力(一般担保付)	300,000,000	300,864,000	
	第32回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	103,511,000	
	第39回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	200,000,000	205,146,000	
	第40回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	400,000,000	417,184,000	
	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	200,000,000	200,095,000	
	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	300,000,000	300,142,500	
	住友生命保険相互会社第4回A号劣後債	200,000,000	201,192,200	
	第1回アサヒグループホールディングス無担保社債(劣後特約付)	1,500,000,000	1,507,638,000	
	ヒューリック第1回劣後債	200,000,000	200,463,800	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	1,000,000,000	1,007,278,000	
	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	302,183,400	
	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	402,911,200	
	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	201,455,600	
	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,727,800	
	第14回セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	300,000,000	300,804,000	
	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)	1,100,000,000	1,107,058,700	
	第2回住友化学無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	500,231,000	
	第17回ダイセル無担保社債	400,000,000	400,728,000	
	第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	2,500,000,000	2,573,660,000	
	第22回パナソニック無担保社債	200,000,000	200,000,000	
	第36回三菱重工業無担保社債	300,000,000	300,096,000	
	第1回アイシン精機無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	197,495,600	
	第1回日本生命第2回劣後ローン流動化劣後債	200,000,000	201,444,800	
	第1回日本生命第2回劣後ローン流動化劣後債	300,000,000	302,167,200	
	第1回日本生命第5回劣後ローン流動化劣後債	600,000,000	601,849,200	
	第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債(劣後特約付)	1,600,000,000	1,630,782,400	
	第8回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	800,000,000	801,168,000	
	第10回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	800,000,000	809,037,600	
	第12回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	600,000,000	600,000,000	
	第16回N T Tファイナンス無担保社債	300,000,000	300,507,000	
	第18回N T Tファイナンス無担保社債	900,000,000	905,454,000	
	第1回東京センチュリー無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	199,226,800	
	第1回オリックス無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	394,552,000	
	第8回ソフトバンク無担保社債	400,000,000	400,272,000	
	第16回光通信無担保社債	600,000,000	637,050,000	
	第18回光通信無担保社債	1,000,000,000	1,032,090,000	
	第1回九州電力無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	303,086,700	
	第2回九州電力無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	202,067,000	
	第3回九州電力無担保社債(劣後特約付)	700,000,000	715,808,100	
	第3回九州電力無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,258,300	
	第3回九州電力無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	306,774,900	
	第48回ソフトバンクグループ無担保社債	1,000,000,000	1,014,770,000	
	第51回ソフトバンクグループ無担保社債	300,000,000	305,784,000	
	第52回ソフトバンクグループ無担保社債	1,000,000,000	1,019,180,000	
	アフラック生命保険第1回劣後債	900,000,000	903,234,600	
社債券計		25,500,000,000	25,845,649,400	
合計			43,917,037,463	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	58,421,216
金銭信託	159,932,558
株式	16,130,015,743
新株予約権証券	576,007
投資証券	305,614,183
派生商品評価勘定	1,016,442
未収配当金	11,657,420
差入委託証拠金	24,214,534
流動資産合計	16,691,448,103
資産合計	16,691,448,103
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	193,650
未払解約金	1,185,000
その他未払費用	6,977
流動負債合計	1,385,627
負債合計	1,385,627
純資産の部	
元本等	
元本	5,359,031,511
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	11,331,030,965
元本等合計	16,690,062,476
純資産合計	16,690,062,476
負債純資産合計	16,691,448,103

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年12月18日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、2020年4月11日から2021年4月12日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年12月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年12月19日 至 2020年12月18日）の元本状況	
期首（2019年12月19日）の元本額	6,743,447,944円
対象期間中の追加設定元本額	4,109,093,789円
対象期間中の一部解約元本額	5,493,510,222円
2020年12月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田DC先進国コアファンド	8,838,301円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	6,620,819円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	16,200,827円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	16,654,188円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	227,327,225円
明治安田DCグローバルバランスオープン	191,802,192円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	4,181,853,976円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	74,431,146円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	250,964,903円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	1,219,380円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	2,062,087円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	381,056,467円
計	5,359,031,511円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1144円
(10,000口当たり純資産額)	(31,144円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(2020年12月18日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	1,770	3,236.08	5,727,861.60	
	ABBOTT LABORATORIES	19,100	108.78	2,077,698.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	15,455	118.98	1,838,835.90	
	APPLE INC	53,320	128.70	6,862,284.00	
	AMETEK INC	20,560	117.63	2,418,472.80	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	24,700	60.01	1,482,247.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	18,834	119.67	2,253,864.78	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	8,800	85.66	753,808.00	
	DANAHER CORP	10,788	224.49	2,421,798.12	
	WALT DISNEY CO/THE	13,200	173.55	2,290,860.00	
	DOLLAR TREE INC	5,570	113.05	629,688.50	
	CITIGROUP INC	25,033	60.05	1,503,231.65	
	ECOLAB INC	10,750	220.61	2,371,557.50	
	EOG RESOURCES INC	16,115	52.15	840,397.25	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	5,925	263.83	1,563,192.75	
	NEXTERA ENERGY INC	47,972	75.06	3,600,778.32	
	GILEAD SCIENCES INC	6,900	59.07	407,583.00	
	NVIDIA CORP	3,800	533.65	2,027,870.00	
	WW GRAINGER INC	2,585	410.04	1,059,953.40	
	HOME DEPOT INC	8,061	273.97	2,208,472.17	
	INTEL CORP	11,900	50.65	602,735.00	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	6,430	113.58	730,319.40	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	17,235	118.97	2,050,447.95	
	MICROSOFT CORP	39,790	219.42	8,730,721.80	
	NIKE INC -CL B	12,600	140.50	1,770,300.00	
	ORACLE CORP	7,457	63.61	474,339.77	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	2,250	526.72	1,185,120.00	
	PEPSICO INC	9,783	145.71	1,425,480.93	
	PFIZER INC	45,000	38.03	1,711,350.00	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	11,645	138.25	1,609,921.25	
	US BANCORP	28,670	45.28	1,298,177.60	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	5,115	425.04	2,174,079.60	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	24,400	51.78	1,263,432.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	11,420	77.66	886,877.20	
	STARBUCKS CORP	6,590	103.21	680,153.90	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	10,515	162.69	1,710,685.35	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,670	464.94	2,636,209.80	
	UNION PACIFIC CORP	9,960	202.20	2,013,912.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	8,982	341.67	3,068,879.94	
	VULCAN MATERIALS CO	3,200	139.54	446,528.00	
	WALMART INC	10,900	146.10	1,592,490.00	
	CME GROUP INC	3,690	184.94	682,428.60	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	6,295	85.67	539,292.65	
	VISA INC-CLASS A SHARES	19,200	211.18	4,054,656.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	9,730	264.47	2,573,293.10	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	25,735	71.84	1,848,802.40	
	TESLA INC	850	655.90	557,515.00	
	APTIV PLC	13,055	124.89	1,630,438.95	
	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	5,536	166.57	922,131.52	
	FACEBOOK INC-A	9,020	274.48	2,475,809.60	
	EATON CORP PLC	10,500	115.29	1,210,545.00	
	ABBVIE INC	12,600	104.89	1,321,614.00	
	ZOETIS INC	7,754	162.70	1,261,575.80	
	BOOKING HOLDINGS INC	819	2,113.43	1,730,899.17	
	CARRIER GLOBAL CORP	28,721	38.70	1,111,502.70	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	16,589	70.64	1,171,846.96	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	4,000	126.86	507,440.00	
	S&P GLOBAL INC	6,150	321.06	1,974,519.00	
	ALPHABET INC-CL A	3,030	1,740.51	5,273,745.30	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	7,725	69.26	535,033.50	
小計		799,749		113,785,705.48	
				(11,749,511,947)	
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA	19,500	68.11	1,328,145.00	
	SUNCOR ENERGY INC	41,415	22.36	926,039.40	
	SHOPIFY INC - CLASS A	365	1,506.77	549,971.05	
小計		61,280		2,804,155.45	
				(227,304,840)	
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	39,197	43.30	1,697,230.10	
	SONIC HEALTHCARE LTD	23,762	33.39	793,413.18	
	BRAMBLES LTD	94,499	10.85	1,025,314.15	
小計		157,458		3,515,957.43	
				(276,389,413)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	11,942	27.95	333,778.90	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,836	64.60	570,805.60	
	COMPASS GROUP PLC	41,128	14.065	578,465.32	
	JOHNSON MATTHEY PLC	19,901	25.64	510,261.64	
小計		81,807		1,993,311.46	
				(279,103,470)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	19,673	101.58	1,998,383.34	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,224	1,012.50	1,239,300.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	10,730	80.78	866,769.40	
小計		31,627		4,104,452.74	
				(478,989,634)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	AIA GROUP LTD	140,255	90.95	12,756,192.25	
	TENCENT HOLDINGS LTD	17,105	583.00	9,972,215.00	
小計		157,360		22,728,407.25	
				(302,742,384)	
スウェーデンクローナ	HEXAGON AB-B SHS	16,492	722.60	11,917,119.20	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	23,927	428.70	10,257,504.90	
	EPIROC AB-A	42,205	149.50	6,309,647.50	
小計		82,624		28,484,271.60	
				(355,198,866)	
ノルウェークローネ	MOWI ASA	26,061	182.35	4,752,223.35	
小計		26,061		4,752,223.35	
				(57,216,769)	
ユーロ	ADIDAS AG	4,971	295.00	1,466,445.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	26,882	41.45	1,114,258.90	
	SAP SE	3,898	105.00	409,290.00	
	BASF SE	9,716	64.90	630,568.40	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	8,709	58.16	506,515.44	
	AROUNDTOWN SA	137,226	6.072	833,236.27	
	BANCA GENERALI SPA	26,854	26.98	724,520.92	
	PERNOD-RICARD SA	3,792	158.30	600,273.60	
	SOCIETE GENERALE	55,323	17.21	952,108.83	
	TELEPERFORMANCE	4,020	268.00	1,077,360.00	
	AXA SA	53,278	20.145	1,073,285.31	
	ORPEA	10,647	108.00	1,149,876.00	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	14,692	39.10	574,457.20	
	TOTAL SE	20,958	36.385	762,556.83	
	EUROFINS SCIENTIFIC	8,510	69.46	591,104.60	
	WORLDLINE SA	9,285	77.76	722,001.60	
	KONINKLIJKE DSM NV	10,109	137.35	1,388,471.15	
	ASML HOLDING NV	5,531	390.50	2,159,855.50	
	UCB SA	7,013	87.30	612,234.90	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	42,572	38.70	1,647,536.40	
小計		463,986		18,995,956.85	
				(2,403,558,420)	
合計				16,130,015,743	
				(16,130,015,743)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式60銘柄	70.4%	71.5%
カナダドル	株式3銘柄	1.4%	1.4%
オーストラリアドル	株式3銘柄	1.6%	1.7%
イギリスポンド	株式4銘柄	1.7%	1.7%
スイスフラン	株式3銘柄	2.9%	2.9%
香港ドル	株式2銘柄	1.8%	1.8%
スウェーデンクローナ	株式3銘柄	2.1%	2.2%
ノルウェークローネ	株式1銘柄	0.3%	0.4%
ユーロ	株式20銘柄	14.4%	14.6%

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
新株予約権証券					
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-CW	21,460	0.23	4,935.80	
小計		21,460		4,935.80	
				(576,007)	
新株予約権証券計				576,007	
				(576,007)	
投資証券					
米ドル	PROLOGIS INC	10,415	100.58	1,047,540.70	
	CROWN CASTLE INTL CORP	8,890	155.75	1,384,617.50	
小計		19,305		2,432,158.20	
				(251,144,655)	
オーストラリアドル	TRANSURBAN GROUP	48,557	14.27	692,908.39	
小計		48,557		692,908.39	
				(54,469,528)	
投資証券計				305,614,183	
				(305,614,183)	
合計				306,190,190	
				(306,190,190)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資証券2銘柄	1.5%	1.5%
オーストラリアドル	投資証券1銘柄	0.3%	0.3%
スイスフラン	新株予約権証券1銘柄	0.0%	0.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2020年12月18日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	126,358,365	-	127,253,208	894,843
	合計	-	-	-	894,843

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

(2020年12月18日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	76,947,050	-	76,875,000	△72,050
	米ドル	51,738,650	-	51,545,000	△193,650
	ユーロ	25,208,400	-	25,330,000	121,600
合計		-	-	-	△72,050

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	8,493,706
金銭信託	169,520,563
国債証券	18,804,174,895
地方債証券	488,573,830
特殊債券	941,716,562
派生商品評価勘定	85,814
未収入金	108,656,920
未収利息	102,855,588
前払費用	18,092,227
流動資産合計	20,642,170,105
資産合計	20,642,170,105
負債の部	
流動負債	
未払金	107,407,180
未払解約金	10,961,000
その他未払費用	23,957
流動負債合計	118,392,137
負債合計	118,392,137
純資産の部	
元本等	
元本	8,272,528,044
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	12,251,249,924
元本等合計	20,523,777,968
純資産合計	20,523,777,968
負債純資産合計	20,642,170,105

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年12月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、2020年4月11日から2021年4月12日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年12月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年12月19日 至 2020年12月18日）の元本状況	
期首（2019年12月19日）の元本額	11,086,759,968円
対象期間中の追加設定元本額	2,115,214,530円
対象期間中の一部解約元本額	4,929,446,454円
2020年12月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田DC先進国コアファンド	28,443,864円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	16,459,960円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	20,059,406円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	15,483,041円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	112,653,799円
明治安田DCグローバルバランスオープン	174,990,003円
明治安田外国債券オープン	232,805,647円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	87,905,166円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	150,352,237円
明治安田DC外国債券オープン	3,551,906,716円
明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	3,513,719,506円
グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	357,707,242円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	1,503,885円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	1,267,021円
明治安田VA外国債券オープン（適格機関投資家私募）	7,270,551円
計	8,272,528,044円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4810円
（10,000口当たり純資産額）	（24,810円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 0.125%	2,420,000	2,419,621.87	
	US TREASURY N/B 0.125%	1,040,000	1,039,837.50	
	US TREASURY N/B 2.5%	5,880,000	6,335,700.00	
	US TREASURY N/B 2%	13,130,000	13,930,109.37	
	US TREASURY N/B 2.25%	500,000	551,835.94	
	US TREASURY N/B 1.5%	1,980,000	2,089,982.82	
	US TREASURY N/B 0.625%	4,730,000	4,616,184.37	
	US TREASURY N/B 0.625%	8,290,000	8,067,206.25	
	US TREASURY N/B 0.875%	1,960,000	1,949,740.63	
	US TREASURY N/B 1.625%	1,260,000	1,295,732.81	
	US TREASURY N/B 6%	7,040,000	9,050,800.00	
	US TREASURY N/B 2.25%	4,690,000	5,195,640.62	
	US TREASURY N/B 4.75%	3,195,000	5,091,032.81	
	US TREASURY N/B 2.75%	4,300,000	5,304,453.12	
	US TREASURY N/B 3.75%	3,110,000	4,456,289.85	
	US TREASURY N/B 2%	870,000	938,240.62	
小計		64,395,000	72,332,408.58	
			(7,469,044,509)	
カナダドル	CANADA-GOV' T 1.25%	1,960,000	1,977,894.80	
	CANADA-GOV' T 0.25%	130,000	130,055.90	
	CANADA-GOV' T 5.75%	1,350,000	1,912,086.00	
小計		3,440,000	4,020,036.70	
			(325,864,174)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.25%	900,000	936,837.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	2,300,000	2,899,610.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	1,120,000	1,411,984.00	
小計		4,320,000	5,248,431.00	
			(412,579,160)	
イギリスポンド	UK TSY GILT 1%	1,520,000	1,573,352.00	
	UK TSY GILT 1%	140,000	144,914.00	
	UK TSY GILT 1%	1,780,000	1,842,478.00	
	TREASURY 4%	740,000	776,556.00	
	UK TSY GILT 1.75%	4,280,000	5,281,306.00	
小計		8,460,000	9,618,606.00	
			(1,346,797,212)	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
シンガポールドル	SINGAPORE GOV' T 2.875%	980,000	1,157,870.00	
小計		980,000	1,157,870.00	
			(90,128,600)	
マレーシアリングgit	MALAYSIA GOVT 3.899%	1,080,000	1,173,441.60	
	MALAYSIA GOVT 3.844%	2,340,000	2,487,976.92	
小計		3,420,000	3,661,418.52	
			(93,659,085)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	8,740,000	9,353,548.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,420,000	2,227,852.20	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,160,000	1,819,935.60	
小計		11,320,000	13,401,335.80	
			(167,114,657)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV' T 1.75%	800,000	849,200.00	
	NORWEGIAN GOV' T 1.75%	2,290,000	2,448,239.00	
小計		3,090,000	3,297,439.00	
			(39,701,165)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 6.5%	8,010,000	8,257,809.37	
	MEXICAN BONOS 5.75%	6,470,000	6,740,931.25	
	MEXICAN BONOS 7.75%	16,090,000	18,775,018.75	
	MEXICAN BONOS 8.5%	15,240,000	18,697,575.00	
小計		45,810,000	52,471,334.37	
			(272,850,938)	
イスラエルシュケル	ISRAEL FIXED 1%	750,000	765,825.00	
	ISRAEL FIXED 1%	1,920,000	1,960,512.00	
小計		2,670,000	2,726,337.00	
			(86,833,833)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 2.75%	4,280,000	4,844,960.00	
小計		4,280,000	4,844,960.00	
			(138,081,360)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 0%	1,320,000	1,399,279.20	
	DEUTSCHLAND REP 0%	1,700,000	1,795,999.00	
	DEUTSCHLAND REP 0%	150,000	158,470.50	
	DEUTSCHLAND REP 0%	150,000	158,605.50	
	DEUTSCHLAND REP 0%	270,000	285,489.90	
	DEUTSCHLAND REP 1.25%	670,000	945,517.40	
	DEUTSCHLAND REP 0%	1,200,000	1,261,704.00	
	DEUTSCHLAND REP 0%	230,000	241,826.60	
	BTPS 0.65%	560,000	576,520.00	
	BTPS 5.5%	1,630,000	1,795,754.70	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	BTPS 5.5%	3,570,000	3,964,877.70	
	BTPS 5%	820,000	999,744.00	
	BTPS 5.25%	3,500,000	4,986,100.00	
	BTPS 1.35%	800,000	867,520.00	
	BTPS 0.95%	1,560,000	1,632,852.00	
	BTPS 0.95%	350,000	366,345.00	
	BTPS 5%	650,000	1,094,015.00	
	BTPS 3.85%	520,000	825,604.00	
	BTPS 2.45%	1,030,000	1,295,431.00	
	FRANCE O. A. T. 0%	3,960,000	3,988,512.00	
	FRANCE O. A. T. 0.5%	4,340,000	4,657,688.00	
	FRANCE O. A. T. 0.5%	120,000	128,784.00	
	FRANCE O. A. T. 1.25%	180,000	212,814.00	
	FRANCE O. A. T. 1.25%	430,000	508,389.00	
	FRANCE O. A. T. 1.25%	2,220,000	2,640,690.00	
	FRANCE O. A. T. 2%	1,270,000	1,829,943.00	
	FRANCE O. A. T. 1.75%	120,000	180,804.00	
	NETHERLANDS GOVT 0.5%	330,000	379,269.00	
	SPANISH GOV' T 0.35%	270,000	276,520.50	
	SPANISH GOV' T 4.8%	835,000	975,948.00	
	SPANISH GOV' T 4.8%	670,000	783,096.00	
	SPANISH GOV' T 4.8%	1,830,000	2,138,904.00	
	SPANISH GOV' T 3.8%	2,090,000	2,399,529.00	
	SPANISH GOV' T 2.75%	4,580,000	5,168,530.00	
	SPANISH GOV' T 1.6%	890,000	971,524.00	
	SPANISH GOV' T 2.7%	1,880,000	2,781,272.00	
	BELGIAN 4%	1,500,000	1,568,100.00	
	BELGIAN 0347 0.9%	110,000	123,013.00	
	BELGIAN 0347 0.9%	2,240,000	2,504,992.00	
	BELGIAN 0348 1.7%	390,000	533,247.00	
	IRISH GOVT 0.9%	4,310,000	4,747,896.00	
	IRISH GOVT 0.9%	870,000	958,392.00	
	IRISH GOVT 1.1%	60,000	67,710.00	
	REP OF POLAND 3.375%	800,000	906,080.00	
小計		56,975,000	66,083,302.00	
			(8,361,520,202)	
国債証券計			18,804,174,895	
			(18,804,174,895)	
地方債証券				
米ドル	ONTARIO PROVINCE 3.2%	3,000,000	3,281,100.00	
小計		3,000,000	3,281,100.00	
			(338,806,386)	
オーストラリアドル	ONTARIO PROVINCE 3.1%	1,720,000	1,905,195.84	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		1,720,000	1,905,195.84	
			(149,767,444)	
地方債証券計			488,573,830	
			(488,573,830)	
特殊債券				
米ドル	KOMMUNINVEST 1.625%	4,000,000	4,102,800.00	
	EURO BK RECON&DV 2.75%	4,000,000	4,220,400.00	
小計		8,000,000	8,323,200.00	
			(859,453,632)	
カナダドル	CAN HOUSING TRUS 0.95%	1,000,000	1,014,840.00	
小計		1,000,000	1,014,840.00	
			(82,262,930)	
特殊債券計			941,716,562	
			(941,716,562)	
合計			20,234,465,287	
			(20,234,465,287)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券15銘柄	36.4%	36.9%
	地方債証券1銘柄	1.7%	1.7%
	特殊債券2銘柄	4.2%	4.3%
カナダドル	国債証券3銘柄	1.6%	1.6%
	特殊債券1銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券2銘柄	2.0%	2.0%
	地方債証券1銘柄	0.7%	0.7%
イギリスポンド	国債証券3銘柄	6.6%	6.7%
シンガポールドル	国債証券1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券2銘柄	0.5%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券2銘柄	0.8%	0.8%
ノルウェークローネ	国債証券2銘柄	0.2%	0.2%
メキシコペソ	国債証券4銘柄	1.3%	1.4%
イスラエルシェケル	国債証券1銘柄	0.4%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券34銘柄	40.7%	41.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2020年12月18日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	108,847,675	-	108,825,134	22,541
	イギリスポンド	108,847,675	-	108,825,134	22,541
	買建	107,375,621	-	107,438,894	63,273
	米ドル	107,375,621	-	107,438,894	63,273
合計		-	-	-	85,814

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田J-REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2020年12月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	265,762,518
投資証券	31,560,307,500
未収入金	73,103,584
未収配当金	133,186,981
流動資産合計	32,032,360,583
資産合計	32,032,360,583
負債の部	
流動負債	
未払金	39,463,005
未払解約金	50,470,000
その他未払費用	12,517
流動負債合計	89,945,522
負債合計	89,945,522
純資産の部	
元本等	
元本	10,851,460,122
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	21,090,954,939
元本等合計	31,942,415,061
純資産合計	31,942,415,061
負債純資産合計	32,032,360,583

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年12月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年6月19日から2021年6月18日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年12月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年12月19日 至 2020年12月18日）の元本状況	
期首（2019年12月19日）の元本額	13,006,201,028円
対象期間中の追加設定元本額	2,529,487,885円
対象期間中の一部解約元本額	4,684,228,791円
2020年12月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田 J-R E I T 戦略ファンド（毎月分配型）	10,185,370,061円
ノーロード明治安田 5 資産バランス（安定コース）	6,975,798円
ノーロード明治安田 5 資産バランス（安定成長コース）	8,492,106円
ノーロード明治安田 5 資産バランス（積極コース）	17,458,074円
ノーロード明治安田 J-R E I T アクティブ	351,176,751円
ノーロード明治安田 円資産バランス	41,831,611円
明治安田 J-R E I T ・ P ファンド（適格機関投資家私募）	240,155,721円
計	10,851,460,122円
2. 対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.9436円
（10,000口当たり純資産額）	（29,436円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年12月18日現在)

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資証券					
日本円	サンケイリアルエステート投資法人	7,792	95,100	741,019,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	1,121	549,000	615,429,000	
	森ヒルズリート投資法人	10,548	136,400	1,438,747,200	
	産業ファンド投資法人	4,843	179,100	867,381,300	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	4,671	175,600	820,227,600	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,024	406,000	821,744,000	
	G L P 投資法人	11,047	157,000	1,734,379,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,604	282,000	734,328,000	
	日本プロロジスリート投資法人	6,821	315,000	2,148,615,000	
	星野リゾート・リート投資法人	1,248	492,000	614,016,000	
	イオンリート投資法人	7,077	125,700	889,578,900	
	ヒューリックリート投資法人	7,307	144,900	1,058,784,300	
	積水ハウス・リート投資法人	18,357	74,000	1,358,418,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	13,928	139,800	1,947,134,400	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	3,203	504,000	1,614,312,000	
	三菱地所物流リート投資法人	396	408,500	161,766,000	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	7,676	155,700	1,195,153,200	
	日本ビルファンド投資法人	4,427	581,000	2,572,087,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,607	561,000	2,023,527,000	
	日本リテールファンド投資法人	11,203	180,000	2,016,540,000	
	オリックス不動産投資法人	7,635	162,700	1,242,214,500	
	グローバル・ワン不動産投資法人	9,461	100,300	948,938,300	
	インヴィンシブル投資法人	13,298	33,750	448,807,500	
	フロンティア不動産投資法人	1,570	395,000	620,150,000	
	大和証券オフィス投資法人	2,215	620,000	1,373,300,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,918	53,700	532,596,600	
	大和証券リビング投資法人	10,921	93,500	1,021,113,500	
小計		184,918		31,560,307,500	
合計				31,560,307,500	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2020年12月19日から2021年6月18日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年8月6日

明治安田アセットマネジメント株式会社



取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重信寛 
福村寛 

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）の2020年12月19日から2021年6月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）の2021年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月19日から2021年6月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

【ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）】

(1) 【中間貸借対照表】

	第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)	第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,490,671	753,862
親投資信託受益証券	203,865,607	138,775,007
未収入金	-	240,000
流動資産合計	205,356,278	139,768,869
資産合計	205,356,278	139,768,869
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,408	28
未払受託者報酬	32,471	21,421
未払委託者報酬	400,411	264,209
その他未払費用	5,418	3,562
流動負債合計	459,708	289,220
負債合計	459,708	289,220
純資産の部		
元本等		
元本	175,591,302	112,887,743
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	29,305,268	26,591,906
(分配準備積立金)	25,896,614	13,869,633
元本等合計	204,896,570	139,479,649
純資産合計	204,896,570	139,479,649
負債純資産合計	205,356,278	139,768,869

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第4期中間計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年6月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
科目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△15,631,049	7,379,400
営業収益合計	△15,631,049	7,379,400
営業費用		
受託者報酬	44,646	21,421
委託者報酬	550,589	264,209
その他費用	8,400	3,947
営業費用合計	603,635	289,577
営業利益又は営業損失 (△)	△16,234,684	7,089,823
経常利益又は経常損失 (△)	△16,234,684	7,089,823
中間純利益又は中間純損失 (△)	△16,234,684	7,089,823
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△15,746,471	100,857
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	35,642,927	29,305,268
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,099,586	4,082,126
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	3,099,586	4,082,126
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,952,993	13,784,454
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	18,952,993	13,784,454
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	19,301,307	26,591,906

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2020年12月19日から2021年12月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2020年12月19日から2021年6月18日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)	第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 175,591,302口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 112,887,743口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1669円 (10,000口当たり純資産額) (11,669円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2356円 (10,000口当たり純資産額) (12,356円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間(自 2019年12月19日 至 2020年6月18日)

該当事項はございません。

第5期中間計算期間(自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)

該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第4期計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
期首元本額	305,772,280円	175,591,302円
期中追加設定元本額	37,992,468円	19,765,407円
期中一部解約元本額	168,173,446円	82,468,966円

2. デリバティブ取引関係

第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)

該当事項はございません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年8月6日


明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重 俊彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福村 寛 

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）の2020年12月19日から2021年6月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）の2021年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月19日から2021年6月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）】

(1) 【中間貸借対照表】

	第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)	第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,822,613	1,447,622
親投資信託受益証券	249,225,780	198,725,228
流動資産合計	251,048,393	200,172,850
資産合計	251,048,393	200,172,850
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,178	321
未払受託者報酬	37,588	29,117
未払委託者報酬	501,104	388,193
その他未払費用	6,301	4,857
流動負債合計	560,171	422,488
負債合計	560,171	422,488
純資産の部		
元本等		
元本	200,836,398	147,561,270
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	49,651,824	52,189,092
(分配準備積立金)	43,531,219	25,883,646
元本等合計	250,488,222	199,750,362
純資産合計	250,488,222	199,750,362
負債純資産合計	251,048,393	200,172,850

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第4期中間計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年6月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
科目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△23,021,199	14,169,448
営業収益合計	△23,021,199	14,169,448
営業費用		
受託者報酬	48,524	29,117
委託者報酬	646,863	388,193
その他費用	9,154	5,367
営業費用合計	704,541	422,677
営業利益又は営業損失 (△)	△23,725,740	13,746,771
経常利益又は経常損失 (△)	△23,725,740	13,746,771
中間純利益又は中間純損失 (△)	△23,725,740	13,746,771
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△24,078,285	△120,725
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	50,614,868	49,651,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,105,404	8,928,403
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	2,105,404	8,928,403
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,399,553	20,258,631
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	24,399,553	20,258,631
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	28,673,264	52,189,092

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2020年12月19日から2021年12月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2020年12月19日から2021年6月18日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)	第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 200,836,398口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 147,561,270口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2472円 (10,000口当たり純資産額) (12,472円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3537円 (10,000口当たり純資産額) (13,537円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間(自 2019年12月19日 至 2020年6月18日)

該当事項はございません。

第5期中間計算期間(自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)

該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第4期計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
期首元本額	326,858,706円	200,836,398円
期中追加設定元本額	36,156,327円	28,583,947円
期中一部解約元本額	162,178,635円	81,859,075円

2. デリバティブ取引関係

第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)

該当事項はございません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年8月6日


明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重信彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福村寛 

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）の2020年12月19日から2021年6月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）の2021年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月19日から2021年6月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）】

(1) 【中間貸借対照表】

	第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)	第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,944,136	1,222,353
親投資信託受益証券	256,418,960	209,916,042
未収入金	-	330,000
流動資産合計	258,363,096	211,468,395
資産合計	258,363,096	211,468,395
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	3,140
未払受託者報酬	40,929	30,463
未払委託者報酬	586,568	436,609
その他未払費用	6,867	5,088
流動負債合計	634,364	475,300
負債合計	634,364	475,300
純資産の部		
元本等		
元本	199,722,070	146,813,002
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	58,006,662	64,180,093
(分配準備積立金)	49,544,516	29,318,582
元本等合計	257,728,732	210,993,095
純資産合計	257,728,732	210,993,095
負債純資産合計	258,363,096	211,468,395

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第4期中間計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年6月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
科目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△36,254,333	19,127,082
営業収益合計	△36,254,333	19,127,082
営業費用		
受託者報酬	47,915	30,463
委託者報酬	686,695	436,609
その他費用	9,089	5,621
営業費用合計	743,699	472,693
営業利益又は営業損失 (△)	△36,998,032	18,654,389
経常利益又は経常損失 (△)	△36,998,032	18,654,389
中間純利益又は中間純損失 (△)	△36,998,032	18,654,389
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△34,745,809	153,650
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	60,470,487	58,006,662
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,462,788	11,684,330
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	6,462,788	11,684,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,761,159	24,011,638
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	29,761,159	24,011,638
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	34,919,893	64,180,093

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2020年12月19日から2021年12月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2020年12月19日から2021年6月18日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)	第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 199,722,070口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 146,813,002口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2904円 (10,000口当たり純資産額) (12,904円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4372円 (10,000口当たり純資産額) (14,372円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間(自 2019年12月19日 至 2020年6月18日)

該当事項はございません。

第5期中間計算期間(自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)

該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第4期計算期間 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)	第5期中間計算期間 (自 2020年12月19日 至 2021年6月18日)
期首元本額	320,092,930円	199,722,070円
期中追加設定元本額	48,839,005円	29,489,395円
期中一部解約元本額	169,209,865円	82,398,463円

2. デリバティブ取引関係

第4期計算期間末 (2020年12月18日現在)

該当事項はございません。

第5期中間計算期間末 (2021年6月18日現在)

該当事項はございません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田J-R E I Tマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	81,528,435
株式	6,512,296,660
未収入金	429,978,840
未収配当金	32,898,998
流動資産合計	7,056,702,933
資産合計	7,056,702,933
負債の部	
流動負債	
未払金	434,392,441
未払解約金	4,090,000
その他未払費用	4,241
流動負債合計	438,486,682
負債合計	438,486,682
純資産の部	
元本等	
元本	3,789,073,301
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,829,142,950
元本等合計	6,618,216,251
純資産合計	6,618,216,251
負債純資産合計	7,056,702,933

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2021年6月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2021年4月20日から2022年4月18日までとなっております。

(その他の注記)

(2021年6月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2020年12月19日 至 2021年6月18日）の元本状況	
期首（2020年12月19日）の元本額	4,105,847,953円
対象期間中の追加設定元本額	303,021,528円
対象期間中の一部解約元本額	619,796,180円
2021年6月18日現在の元本額の内訳 ※	
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	7,972,595円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	22,845,998円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	36,207,052円
ノーロード明治安田日本株式アクティブ	104,377,420円
明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,253,992,540円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	748,366,516円
明治安田DCグローバルバランスオープン	675,615,947円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	245,770,141円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	645,822,967円
明治安田VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	39,300,188円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	4,005,139円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	4,796,798円
計	3,789,073,301円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7467円
（10,000口当たり純資産額）	（17,467円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,505,629,432
国債証券	19,170,289,790
社債券	31,194,335,000
未収入金	100,255,000
未収利息	86,930,660
前払費用	14,761,837
流動資産合計	52,072,201,719
資産合計	52,072,201,719
負債の部	
流動負債	
未払金	900,012,000
未払解約金	360,000
その他未払費用	149,600
流動負債合計	900,521,600
負債合計	900,521,600
純資産の部	
元本等	
元本	34,145,053,498
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	17,026,626,621
元本等合計	51,171,680,119
純資産合計	51,171,680,119
負債純資産合計	52,072,201,719

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2021年6月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2021年4月13日から2022年4月11日までとなっております。

(その他の注記)

(2021年6月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2020年12月19日 至 2021年6月18日）の元本状況	
期首（2020年12月19日）の元本額	30,272,608,622円
対象期間中の追加設定元本額	9,967,813,339円
対象期間中の一部解約元本額	6,095,368,463円
2021年6月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田DC先進国コアファンド	163,857,122円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	46,194,587円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	39,456,972円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	20,477,229円
明治安田日本債券オープン（年1回決算型）	2,707,270,303円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	415,481,198円
明治安田DCグローバルバランスオープン	611,809,998円
明治安田日本債券オープン（毎月決算型）	8,086,172,516円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	932,254,802円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	1,069,017,495円
明治安田DC日本債券オープン	10,931,829,710円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	15,306,135円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	8,039,555円
明治安田ダウンスайдリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	9,097,885,876円
計	34,145,053,498円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4987円
（10,000口当たり純資産額）	（14,987円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	171,931,721
金銭信託	1,553,150,633
株式	18,126,387,551
投資証券	269,463,662
派生商品評価勘定	2,906,367
未収配当金	8,987,738
差入委託証拠金	289,376,192
流動資産合計	20,422,203,864
資産合計	20,422,203,864
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,455,422
未払解約金	3,130,000
その他未払費用	77,339
流動負債合計	19,662,761
負債合計	19,662,761
純資産の部	
元本等	
元本	5,358,131,294
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	15,044,409,809
元本等合計	20,402,541,103
純資産合計	20,402,541,103
負債純資産合計	20,422,203,864

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2021年6月18日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2021年4月13日から2022年4月11日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2021年6月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2020年12月19日 至 2021年6月18日）の元本状況	
期首（2020年12月19日）の元本額	5,359,031,511円
対象期間中の追加設定元本額	2,072,885,365円
対象期間中の一部解約元本額	2,073,785,582円
2021年6月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田DC先進国コアファンド	6,056,792円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	3,653,566円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	10,484,682円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	11,080,580円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	210,815,506円
明治安田DCグローバルバランスオープン	172,012,413円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	4,364,307,393円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	62,686,265円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	230,836,638円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	1,117,169円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	1,616,980円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	283,463,310円
計	5,358,131,294円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.8078円
(10,000口当たり純資産額)	(38,078円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2021年6月18日現在)
科目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	38,736,317
国債証券	20,519,630,412
地方債証券	511,400,539
特殊債券	998,845,441
派生商品評価勘定	6,989,356
未収入金	1,507,175,219
未収利息	83,253,541
前払費用	13,085,738
流動資産合計	23,679,116,563
資産合計	23,679,116,563
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,407,584
前受金	41,619,593
未払金	1,474,077,239
未払解約金	2,980,000
その他未払費用	2,332
流動負債合計	1,524,086,748
負債合計	1,524,086,748
純資産の部	
元本等	
元本	8,721,183,453
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	13,433,846,362
元本等合計	22,155,029,815
純資産合計	22,155,029,815
負債純資産合計	23,679,116,563

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2021年6月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2021年4月13日から2022年4月11日までとなっております。

(その他の注記)

(2021年6月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2020年12月19日 至 2021年6月18日）の元本状況	
期首（2020年12月19日）の元本額	8,272,528,044円
対象期間中の追加設定元本額	956,998,453円
対象期間中の一部解約元本額	508,343,044円
2021年6月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田DC先進国コアファンド	8,854,958円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	10,916,094円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	15,643,493円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	12,391,553円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	124,796,620円
明治安田DCグローバルバランスオープン	185,246,420円
明治安田外国債券オープン	220,003,355円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	91,943,170円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	160,230,041円
明治安田DC外国債券オープン	3,580,123,001円
明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	3,227,310,579円
グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	347,661,859円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	1,534,264円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	1,191,800円
明治安田VA外国債券オープン（適格機関投資家私募）	7,247,907円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	726,088,339円
計	8,721,183,453円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5404円
(10,000口当たり純資産額)	(25,404円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田J-REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2021年6月18日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	253,924,102
投資証券	35,868,022,900
未収入金	19,959,122
未収配当金	114,379,557
流動資産合計	36,256,285,681
資産合計	36,256,285,681
負債の部	
流動負債	
未払金	101,082,371
未払解約金	4,850,000
その他未払費用	15,896
流動負債合計	105,948,267
負債合計	105,948,267
純資産の部	
元本等	
元本	9,882,480,721
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	26,267,856,693
元本等合計	36,150,337,414
純資産合計	36,150,337,414
負債純資産合計	36,256,285,681

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2021年6月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年6月19日から2021年6月18日までとなっております。

(その他の注記)

(2021年6月18日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2020年12月19日 至 2021年6月18日）の元本状況	
期首（2020年12月19日）の元本額	10,851,460,122円
対象期間中の追加設定元本額	1,162,362,245円
対象期間中の一部解約元本額	2,131,341,646円
2021年6月18日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田 J-R E I T 戦略ファンド（毎月分配型）	9,261,015,019円
ノーロード明治安田 5 資産バランス（安定コース）	3,820,163円
ノーロード明治安田 5 資産バランス（安定成長コース）	5,473,390円
ノーロード明治安田 5 資産バランス（積極コース）	11,566,930円
ノーロード明治安田 J-R E I T アクティブ	340,231,732円
ノーロード明治安田 円資産バランス	20,512,665円
明治安田 J-R E I T ・ P ファンド（適格機関投資家私募）	239,860,822円
計	9,882,480,721円
2. 対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3.6580円
（10,000口当たり純資産額）	（36,580円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

(2021年7月30日現在)

【純資産額計算書】

ノーロード明治安田5資産バランス (安定コース)

I 資産総額	146,014,596 円
II 負債総額	375,199 円
III 純資産総額 (I - II)	145,639,397 円
IV 発行済口数	116,779,094 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2471 円
(1万口当たり純資産額)	(12,471 円)

ノーロード明治安田5資産バランス (安定成長コース)

I 資産総額	211,935,808 円
II 負債総額	426,890 円
III 純資産総額 (I - II)	211,508,918 円
IV 発行済口数	154,452,722 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3694 円
(1万口当たり純資産額)	(13,694 円)

ノーロード明治安田5資産バランス (積極コース)

I 資産総額	223,992,893 円
II 負債総額	752,705 円
III 純資産総額 (I - II)	223,240,188 円
IV 発行済口数	153,491,590 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4544 円
(1万口当たり純資産額)	(14,544 円)

(参考)

I. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	6,521,618,858 円
II 負債総額	2,467,361 円
III 純資産総額 (I - II)	6,519,151,497 円
IV 発行済口数	3,765,670,400 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7312 円
(1万口当たり純資産額)	(17,312 円)

Ⅱ. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	55,002,448,811 円
II 負債総額	223,757,505 円
III 純資産総額 (I - II)	54,778,691,306 円
IV 発行済口数	36,364,573,275 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5064 円
(1万口当たり純資産額)	(15,064 円)

Ⅲ. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	22,530,541,480 円
II 負債総額	18,615,928 円
III 純資産総額 (I - II)	22,511,925,552 円
IV 発行済口数	5,671,542,179 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.9693 円
(1万口当たり純資産額)	(39,693 円)

Ⅳ. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	22,248,529,291 円
II 負債総額	9,188,723 円
III 純資産総額 (I - II)	22,239,340,568 円
IV 発行済口数	8,694,312,663 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5579 円
(1万口当たり純資産額)	(25,579 円)

Ⅴ. 明治安田 J-REIT マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	36,590,602,881 円
II 負債総額	79,994,382 円
III 純資産総額 (I - II)	36,510,608,499 円
IV 発行済口数	9,734,908,952 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.7505 円
(1万口当たり純資産額)	(37,505 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年7月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	155 本	1,725,842,286,627 円
	単位型	14 本	217,074,184,415 円
公社債投資信託	単位型	9 本	33,309,672,242 円
合計		178 本	1,976,226,143,284 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

熊本幸雄 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林広樹 

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,487,669	7,648,171
前払費用	149,996	200,486
未収入金	-	113,842
未収委託者報酬	1,573,822	1,490,727
未収運用受託報酬	130,905	130,764
未収投資助言報酬	261,532	258,067
差入保証金	181,690	-
その他	38	5,074
流動資産合計	10,785,656	9,847,134
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ ¹ 4,057	※ ¹ 707,678
器具備品	※ ¹ 123,677	※ ¹ 345,634
建設仮勘定	6,336	1,354
有形固定資産合計	134,071	1,054,667
無形固定資産		
ソフトウェア	95,476	125,943
電話加入権	6,662	-
ソフトウェア仮勘定	-	22,934
無形固定資産合計	102,138	148,878
投資その他の資産		
投資有価証券	-	4,362
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	2,889	13,175
前払年金費用	9,979	223,189
繰延税金資産	122,271	15,044
投資その他の資産合計	435,140	555,772
固定資産合計	671,350	1,759,319
資産合計	11,457,007	11,606,453

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	55,062	288,719
未払金	869,140	940,511
未払収益分配金	143	149
未払手数料	539,255	461,104
その他未払金	329,741	479,258
未払費用	34,549	38,371
未払法人税等	247,148	145,252
未払消費税等	140,907	26,255
賞与引当金	130,550	155,393
前受収益	-	3,666
資産除去債務	62,571	-
流動負債合計	1,539,930	1,598,171
固定負債		
長期未払金	-	138,492
資産除去債務	-	227,552
固定負債合計	-	366,045
負債合計	1,539,930	1,964,216
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,227,250	1,952,160
利益剰余金合計	5,402,292	5,127,202
株主資本合計	9,917,076	9,641,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	251
評価・換算差額等合計	-	251
純資産合計	9,917,076	9,642,237
負債・純資産合計	11,457,007	11,606,453

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2019年4月 1日 2020年3月31日)	(自 至	2020年4月 1日 2021年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		6,850,468		6,334,125
受入手数料		1,793		11,877
運用受託報酬		1,919,226		1,871,659
投資助言報酬		555,313		550,486
その他収益		-		6,666
営業収益合計		9,326,801		8,774,814
営業費用				
支払手数料		2,330,306		1,908,970
広告宣伝費		62,095		54,081
公告費		750		250
調査費		1,683,927		1,629,740
調査費		661,179		694,741
委託調査費		1,022,747		934,999
委託計算費		363,070		382,749
営業雑経費		143,974		138,454
通信費		20,446		21,821
印刷費		106,638		97,182
協会費		12,628		13,023
諸会費		4,261		6,147
営業雑費		0		279
営業費用合計		4,584,125		4,114,246
一般管理費				
給料		1,846,336		2,035,031
役員報酬		76,381		65,817
給料・手当		1,413,822		1,535,188
賞与		356,133		411,987
その他報酬給与		3,878		22,038
賞与引当金繰入		130,550		155,393
法定福利費		276,448		303,647
福利厚生費		33,441		40,150
交際費		3,232		1,508
寄付金		200		8,669
旅費交通費		32,621		9,202
租税公課		71,876		68,896
不動産賃借料		207,615		275,188
退職給付費用		110,387		△ 145,682
固定資産減価償却費		104,847		128,728
事務委託費		139,713		98,607
諸経費		72,766		167,863
一般管理費合計		3,033,916		3,147,203
営業利益		1,708,759		1,513,364

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取利息	208	100
受取配当金	2	30
投資有価証券売却益	37	12
償還金等時効完成分	31	-
保険契約返戻金・配当金	※ ¹ 1,389	※ ¹ 1,496
為替差益	473	327
雑益	1,400	3,001
営業外収益合計	3,543	4,967
営業外費用		
投資有価証券売却損	8	-
時効成立後支払償還金	2,312	-
雑損失	997	645
営業外費用合計	3,317	645
経常利益	1,708,985	1,517,687
特別損失		
移転関連費用	※ ² 168,847	※ ² 222,760
特別損失合計	168,847	222,760
税引前当期純利益	1,540,137	1,294,926
法人税、住民税及び事業税	490,515	334,591
法人税等調整額	△ 78,687	107,115
法人税等合計	411,827	441,707
当期純利益	1,128,310	853,219

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532
当期変動額					
剰余金の配当			△1,188,766	△1,188,766	△1,188,766
当期純利益			1,128,310	1,128,310	1,128,310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△60,456	△60,456	△60,456
当期末残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	15	15	9,977,548
当期変動額			
剰余金の配当			△1,188,766
当期純利益			1,128,310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15	△15	△15
当期変動額合計	△15	△15	△60,472
当期末残高	-	-	9,917,076

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076
当期変動額					
剰余金の配当			△1,128,309	△1,128,309	△1,128,309
当期純利益			853,219	853,219	853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△275,090	△275,090	△275,090
当期末残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,917,076
当期変動額			
剰余金の配当			△1,128,309
当期純利益			853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	251	251	251
当期変動額合計	251	251	△274,838
当期末残高	251	251	9,642,237

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	68,745千円	17,690千円
器具備品	342,079千円	327,329千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,389千円	1,496千円

※2 移転関連費用

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

建物付属設備	149,274千円
システム関係	9,877千円
什器備品	9,319千円
少額資産	376千円

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2019年11月28日の取締役会における現在の虎ノ門36森ビルから大手町プレイスへの移転の決議に伴い、新オフィスへの移転が可能な資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは新オフィスへの移転が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳

簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を移設関連費用として計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

新オフィスへの移転に伴う、移転費用（引越費用、原状回復工事費用）並びに内装工事期間及び原状回復期間等に係る賃借料を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	853,201,338円	45,174円00銭	2021年3月31日	2021年6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1年内	8,789	476,805
1年超	11,718	1,562,983
合計	20,507	2,039,788

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含んでおりません（注2）参照）。

前事業年度 (2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,487,669	8,487,669	-
(2) 未収委託者報酬	1,573,822	1,573,822	-
(3) 未収運用受託報酬	130,905	130,905	-
(4) 未収投資助言報酬	261,532	261,532	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
(6) 差入保証金	181,690	181,690	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,008	△12,991
資産計	10,935,620	10,922,629	△12,991
(1) 未払手数料	539,255	539,255	-
(2) その他未払金	329,741	329,741	-
負債計	868,997	868,997	-

当事業年度 (2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,648,171	7,648,171	-
(2) 未収委託者報酬	1,490,727	1,490,727	-
(3) 未収運用受託報酬	130,764	130,764	-
(4) 未収投資助言報酬	258,067	258,067	-
(5) 未収入金	113,842	113,842	-
(6) 投資有価証券			

その他有価証券	4,362	4,362	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,140	△12,859
資産計	9,945,937	9,933,077	△12,859
(1) 未払手数料	461,104	461,104	-
(2) その他未払金	479,258	479,258	-
負債計	940,362	940,362	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、差入保証金、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定してしております。

負債

未払手数料、その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
長期未払金	-千円	138,492千円

長期未払金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,487,669	-	-	-
未収委託者報酬	1,573,822	-	-	-
未収運用受託報酬	130,905	-	-	-
未収投資助言報酬	261,532	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
差入保証金	181,690	-	-	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	10,635,620	-	300,000	-

当事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,648,171	-	-	-
未収委託者報酬	1,490,727	-	-	-
未収運用受託報酬	130,764	-	-	-
未収投資助言報酬	258,067	-	-	-
未収入金	113,842	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,261	-

長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	9,641,574	300,000	3,261	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,362	4,000	362
小計	4,362	4,000	362
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	4,362	4,000	362

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,028	37	8

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	1,012	12	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△45,606	千円
退職給付費用	110,387	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△74,761	〃
前払年金費用の期末残高	△9,979	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	742,154	千円
年金資産	△752,407	〃
	△10,252	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△9,979	〃
前払年金費用	△9,979	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△9,979	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	110,387	千円
----------------	---------	----

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△9,979	千円
退職給付費用	△145,682	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△67,527	〃
前払年金費用の期末残高	△223,189	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	695,521	千円
年金資産	△918,984	〃
	△223,462	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△223,189	〃
前払年金費用	△223,189	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△223,189	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△145,682	千円
----------------	----------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	39,974	千円	47,581	千円
未払事業税	18,922	〃	13,802	〃
資産除去債務	19,159	〃	69,676	〃
減損損失	51,701	〃	-	〃
未払賃借料	-	〃	58,313	〃
その他	9,384	〃	31,870	〃
繰延税金資産小計	139,142	〃	221,244	〃
評価性引当額	△1,494	〃	△69,676	〃
繰延税金資産合計	137,647	〃	151,567	〃

繰延税金負債				
資産除去費用	△12,321	〃	△68,071	〃
前払年金費用	△3,055	〃	△68,340	〃
その他有価証券評価差額金	-	〃	△111	〃
繰延税金負債合計	△15,376	〃	△136,523	〃
繰延税金資産の純額	122,271	〃	15,044	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.62	%	30.62	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04	〃	0.03	〃
評価性引当額の増減	-1.18	〃	5.27	〃
雇用拡大促進税制の特別控除	-2.90	〃	-1.90	〃
住民税均等割	0.15	〃	0.09	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.73	%	34.11	%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.027%~1.314%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
期首残高	58,882	千円	62,571	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	227,390	〃
時の経過による調整額	396	〃	162	〃
見積もりの変更による増加額	3,291	〃	-	〃
資産除去債務の履行による減少額	-		△62,571	〃
期末残高	62,571	千円	227,552	千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	6,850,468	1,793	1,919,226	555,313	9,326,801

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への営業収益	6,334,125	11,877	1,871,659	550,486	6,666	8,774,814

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	250,000	生命 保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サ ービスの提 供、当社投信 商品の販売、 及び役員の 兼任	投資助 言報酬	410,511	未収投 資助言 報酬	229,693
							支払 手数料	470,663	未払 手数料	143,178

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	250,000	生命 保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サ ービスの提 供、当社投信 商品の販売、 及び役員の 兼任	投資助 言報酬	409,787	未収投 資助言 報酬	223,460
							支払 手数料	484,387	未払 手数料	154,440

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	525,074円18銭	510,522円46銭
1株当たり当期純利益金額	59,740円05銭	45,174円95銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,917,076	9,642,237
普通株式に係る純資産額（千円）	9,917,076	9,642,237
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,128,310	853,219
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,128,310	853,219
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）
運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本の資産（株式、債券、リート）および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
- ② 原則として内外株式（Jリート含む）30%、内外債券70%を基本資産配分比率とします。なお、基本資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。
- ③ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年1回（毎年12月18日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ノーロード明治安田5資産バランス(安定コース)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第33条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金5億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機

関)をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社(以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとしします。また、指定販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがつて契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとしします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。

- ② 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は取得申込日の翌営業日の基準価額としします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円としします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額としします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振

替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で第20号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における

これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし、
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

(有価証券の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または第30条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしす。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしす。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしす。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度としす。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしす。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としす。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁しす。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しす。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めしす。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年12月19日から翌年12月18日までとすることを原則としす。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年12月18日までとしす。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」と

いいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用(当該監査費用に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。)および受託者が立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産にかかる監査費用は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月終了日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者

が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者および指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第49条 受益者（委託者および指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者および指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者および指定販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 51 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回るこ
ととなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはや
むを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが
できます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合
において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2
週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決
議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの
当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議
決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該
知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって
行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につ
き、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用
しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から
前項までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 52 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解
約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 56 条の規定にしたがい
ます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 53 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、
この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き
継ぐことを命じたときは、この信託は、第 56 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社
と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 54 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡
することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関す
る事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 55 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託
財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の
解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、
第 56 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者
を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合
意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関す
る法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことがで
きるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、

この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約の実行の請求を行なつたときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第60条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第46第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成28年12月21日

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
委託者 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 石川 昌秀

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

追加型証券投資信託

ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ノーロード明治安田 5 資産バランス (安定成長コース)
運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田 J-R E I T マザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本の資産（株式、債券、リート）および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
- ② 原則として内外株式（J リート含む）50%、内外債券 50%を基本資産配分比率とします。なお、基本資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。
- ③ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年 1 回（毎年 12 月 18 日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ノーロード明治安田 5 資産バランス (安定成長コース)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条第 1 項、同条第 2 項および第 33 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 5 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項および第 55 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 5 億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 30 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 32 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機

関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社(以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとしします。また、指定販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがつて契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとしします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。

- ② 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は取得申込日の翌営業日の基準価額としします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円としします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額としします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振

替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で第20号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における

これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし、
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

(有価証券の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または第30条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしす。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしす。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしす。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度としす。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしす。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としす。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁しす。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しす。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めしす。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年12月19日から翌年12月18日までとすることを原則としす。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年12月18日までとしす。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」と

いいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用(当該監査費用に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。)および受託者が立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産にかかる監査費用は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月終了日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者

が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者および指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第49条 受益者（委託者および指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者および指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者および指定販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、

この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約の実行の請求を行なつたときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第60条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第46第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成28年12月21日

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
委託者 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 石川 昌秀

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

追加型証券投資信託

ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）
運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本の資産（株式、債券、リート）および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
- ② 原則として内外株式（Jリート含む）70%、内外債券30%を基本資産配分比率とします。なお、基本資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。
- ③ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年1回（毎年12月18日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第33条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金5億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機

関)をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社(以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとしします。また、指定販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがつて契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとしします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。

- ② 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振

替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田J-REITマザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で第20号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）、

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における

これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし、
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

(有価証券の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または第30条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしす。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしす。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしす。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度としす。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしす。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としす。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁しす。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しす。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めしす。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年12月19日から翌年12月18日までとすることを原則としす。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年12月18日までとしす。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」と

いいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用(当該監査費用に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等」といいます。))に相当する額を含みます。)および受託者が立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産にかかる監査費用は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月終了日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の46の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者

が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者および指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第49条 受益者（委託者および指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者および指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者および指定販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 51 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回るこ
ととなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはや
むを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが
できます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合
において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2
週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決
議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの
当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議
決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該
知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって
行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につ
き、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用
しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から
前項までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 52 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解
約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 56 条の規定にしたがい
ます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 53 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、
この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き
継ぐことを命じたときは、この信託は、第 56 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社
と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 54 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡
することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関す
る事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 55 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託
財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の
解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、
第 56 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者
を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合
意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関す
る法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことがで
きるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、

この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約の実行の請求を行なつたときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第60条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第46第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成28年12月21日

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
委託者 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 石川 昌秀

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

<親投資信託 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド>
運用の基本方針

約款第12条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る超過収益をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50前後を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーによるファンダメンタル分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
- ⑥ 年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑩ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑪ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド
運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社による A 格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド
運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。
- ② リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ③ 国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。
- ④ 銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。
- ⑤ グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアライアンス・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。
- ⑥ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド 運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

親投資信託
明治安田 J－R E I Tマザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。以下同じ。）している不動産投資信託証券※（以下、J－R E I Tということがあります。）を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

(2) 投資態度

- ① J－R E I Tへの投資を通じ、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指します。
- ② J－R E I Tの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。
- ③ J－R E I Tの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款の所定の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。